

ねりまの後期高齢者医療

令和5年度（2023年度）

— 令和4年度実績 —

練馬区 区民部 国保年金課

目 次

1	後期高齢者医療制度のしくみ	1
2	財政	2
	(1) 歳入	4
	(2) 歳出	5
3	被保険者	6
	(1) 後期高齢者医療制度の被保険者	6
	(2) 被保険者数の状況	6
	(3) 負担区分割合ごとの被保険者数	8
4	保険料	9
	(1) 保険料の計算方法	10
	(2) 保険料の軽減	10
	(3) 保険料の納付方法	13
	(4) 保険料の収納状況	14
	(5) 保険料滞納者への督促・催告・滞納処分	18
	(6) 保険料の減免	19
5	保険給付	21
	(1) 保険給付のしくみ	21
	(2) 療養の給付等（現物給付）	25
	(3) 療養費の支給（現金給付）	28
	(4) 高額療養費	29
	(5) 高額介護合算療養費	31
	(6) 葬祭費	32
	(7) 一部負担金の減免	32
	(8) 医療費の適正化	33
	(9) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金	36

6	保健事業	37
	(1) 後期高齢者医療健康診査	37
	(2) 長寿すこやか歯科健診	39
	(3) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施	40
	(4) 保養施設	40
7	趣旨普及	41
	(1) 印刷物による周知	41
	(2) ねりま区報による周知	41
	(3) 広域連合発行の広報紙「東京いきいき通信」による周知	42
	(4) ホームページによる周知	43
8	組織図と事務分掌	44
	(1) 練馬区後期高齢者医療制度関係部署	44
	(2) 東京都後期高齢者医療広域連合	45
9	高齢者の医療制度および後期高齢者医療制度の沿革	46

【本書の注意事項】

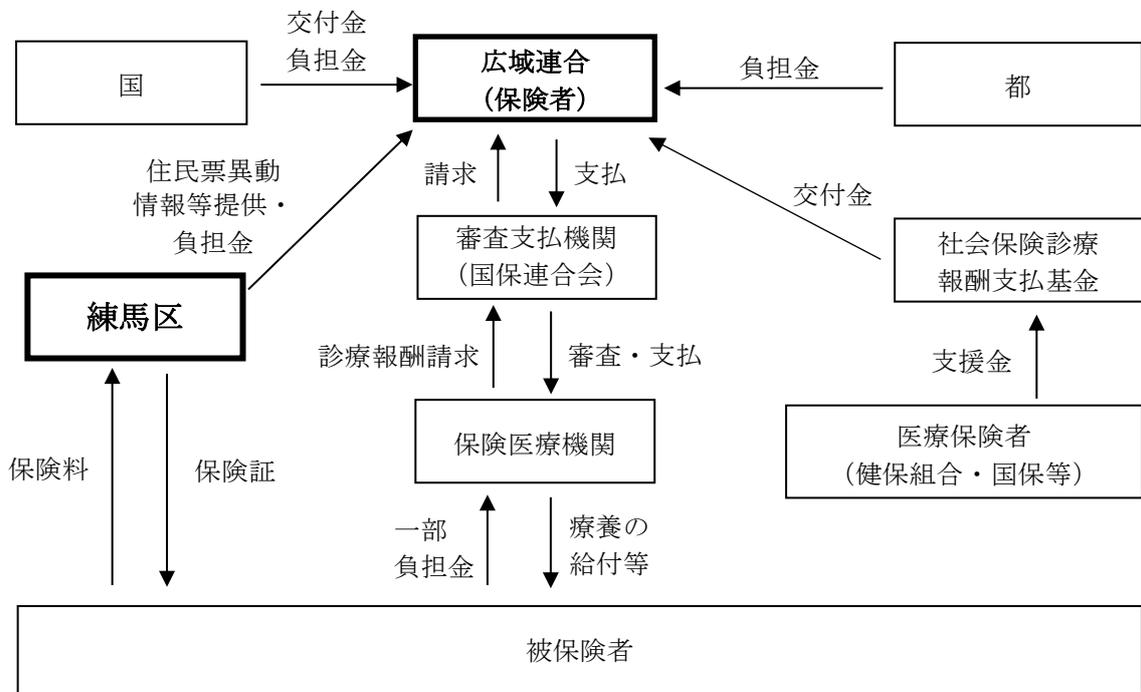
- 1 実績数値は、特に記載がある場合を除き、令和4年度末現在の数値とする。
- 2 図表等に記載する金額は原則として千円単位とし、100円の位を四捨五入しているため、各項目の合計と合計欄の金額が一致しない場合がある。
- 3 百分率は、原則として小数点第3位を四捨五入しているため、総計が100%にならない場合がある。
- 4 東京都後期高齢者医療広域連合は「広域連合」と記し、全国の制度として用いる時は「後期高齢者医療広域連合」と記す。

1 後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、高齢者が増加するなか、現役世代と後期高齢者の負担を明確にし、公平でわかりやすい制度とするため、原則として、75歳以上の高齢者を対象に、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえた制度となっている。

後期高齢者医療制度では、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を設立し、後期高齢者医療広域連合が運営主体となることが高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高確法」という。）で規定されている。区市町村単位による保険制度の運営では財政基盤の弱い団体もあるため、都道府県単位での後期高齢者医療広域連合による運営により財政リスクの軽減を図り、安定した制度運営が可能となるほか、共同で事務処理を行うことで効率化が図られている。練馬区は、都内の他の区市町村とともに東京都の広域連合に加入している。

後期高齢者医療制度のしくみ



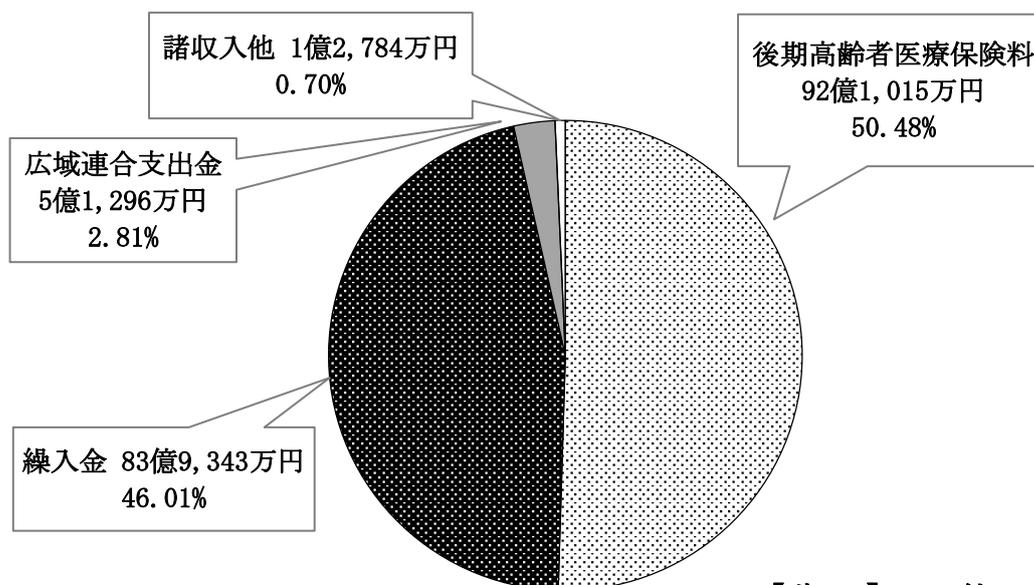
区と広域連合の役割分担

区の主な業務	広域連合の主な業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の徴収・納付相談 ・ 保険証の引渡し ・ 各種申請の受付 ・ 転入などの加入や資格喪失の届出の受付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の認定 ・ 保険給付 ・ 保険料率の決定、保険料の賦課 ・ 健診事業の実施（区に委託して実施）

2 財政

後期高齢者医療制度に要する経費は、特別会計を設置して管理している。(高確法第49条)

歳入決算状況および構成図



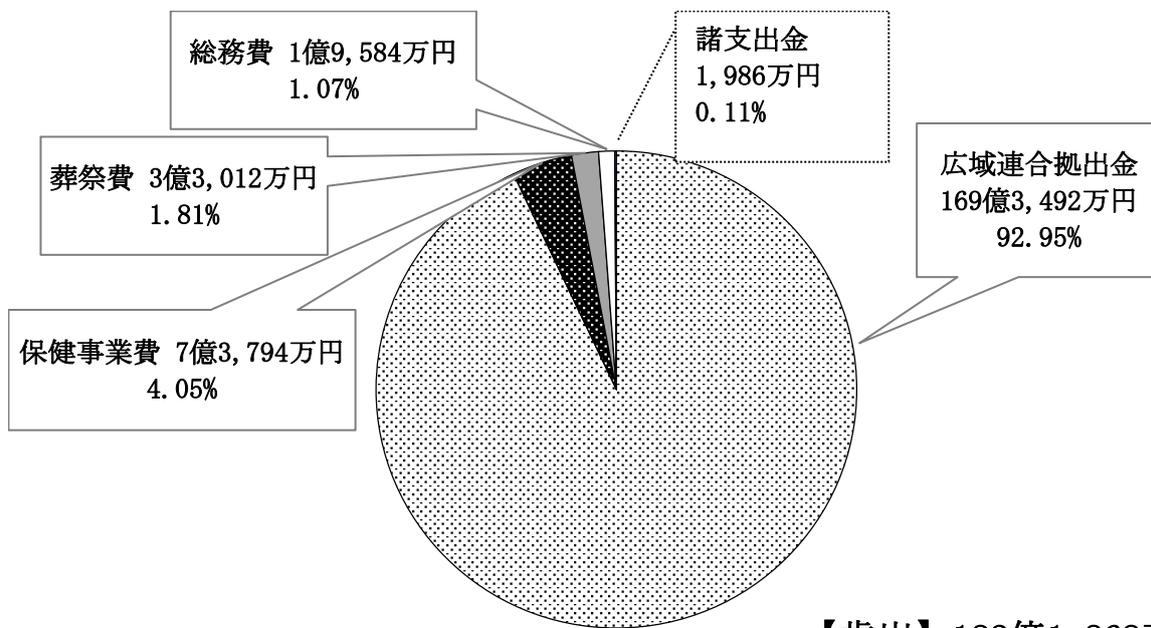
【歳入】 182億4,438万円

(単位：千円)

歳入区分	30	元	2	3	4
後期高齢者医療保険料	7,959,816 (49.01%)	8,177,872 (49.65%)	8,341,623 (49.83%)	8,335,387 (50.03%)	9,210,147 (50.48%)
使用料及び手数料	18 (-)	11 (-)	8 (-)	9 (-)	14 (-)
国庫支出金	5,176 (0.03%)	513 (-)	1,215 (0.01%)	140 (-)	0 (-)
広域連合支出金	470,667 (2.90%)	479,386 (2.91%)	475,137 (2.84%)	484,882 (2.91%)	512,960 (2.81%)
繰入金	7,718,964 (47.53%)	7,759,184 (47.11%)	7,850,292 (46.89%)	7,736,149 (46.44%)	8,393,427 (46.01%)
繰越金	23,932 (0.15%)	21,420 (0.13%)	20,621 (0.12%)	0 (-)	26,101 (0.14%)
諸収入	61,103 (0.38%)	31,757 (0.19%)	52,454 (0.31%)	103,484 (0.62%)	101,725 (0.56%)
計	16,239,674	16,470,142	16,741,351	16,660,051	18,244,375

令和4年度は、歳入が182億4,438万円、歳出が182億1,868万円である。前年度と比較して、歳入は15億8,432万円（9.51%）増、歳出は15億8,473万円（9.53%）増となっている。構成割合は、歳入では、後期高齢者医療保険料と繰入金で96.49%を占めており、歳出では、広域連合拠出金が92.95%を占めている。

歳出決算状況および構成図



【歳出】 182億1,868万円

(単位：千円)

歳出区分	30	元	2	3	4
総務費	192,752 (1.19%)	119,529 (0.73%)	148,106 (0.88%)	120,794 (0.73%)	195,840 (1.07%)
広域連合拠出金	14,959,557 (92.24%)	15,296,475 (92.99%)	15,551,266 (92.89%)	15,489,195 (93.12%)	16,934,918 (92.95%)
保健事業費	689,754 (4.25%)	706,068 (4.29%)	693,470 (4.14%)	705,829 (4.24%)	737,935 (4.05%)
葬祭費	276,290 (1.70%)	285,480 (1.74%)	298,880 (1.79%)	300,740 (1.81%)	330,120 (1.81%)
諸支出金	99,902 (0.62%)	41,968 (0.26%)	49,630 (0.30%)	17,392 (0.10%)	19,865 (0.11%)
計	16,218,254	16,449,520	16,741,351	16,633,950	18,218,678

(1) 歳入

(単位：円)

科目(款)	令和4年度決算額	令和3年度決算額	増減率
後期高齢者医療保険料	9,210,147,480	8,335,386,700	10.49%
使用料及び手数料	14,400	9,000	60.00%
国庫支出金	0	139,505	▲100.00%
広域連合支出金	512,960,400	484,882,140	5.79%
繰入金	8,393,427,274	7,736,149,396	8.50%
繰越金	26,101,000	0	100.00%
諸収入	101,724,776	103,483,780	▲1.70%
計	18,244,375,330	16,660,050,521	9.51%

科目(款)	内容	
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療制度に加入する被保険者が納める保険料	
使用料及び手数料	証明手数料	納入済額証明書の交付にあたり、手数料として収入したもの
国庫支出金	国庫補助金	後期高齢者医療制度見直し等の広報に要した費用等
広域連合支出金	健康診査費	広域連合から受託する健康診査費
	葬祭費	広域連合から受託する葬祭事業費
繰入金	保険基盤安定繰入金	保険基盤安定負担金(低所得者等に対する均等割額の保険料軽減措置に係る負担金)を拠出するため、一般会計から繰り入れるもの
	広域連合事務費繰入金	広域連合事務費負担金を拠出するため、一般会計から繰り入れるもの
	療養給付費繰入金	療養給付費負担金を拠出するため、一般会計から繰り入れるもの
	その他一般会計繰入金	保険料軽減措置拠出金、一般事務費、健康診査費、葬祭費等の財源不足を補填するため、一般会計から繰り入れるもの
繰越金	繰越金	過年度分の被保険者保険料還付金等を、翌年度に繰り越すもの
諸収入	歯科健康診査事業費補助金	歯科健診事業に要した費用について広域連合から交付されるもの
	広域連合拠出金返還金	広域連合へ納付した保険料未収金補填分負担金等において、精算により既に納付した額と決算額に差額が生じ、広域連合から還付されるもの
	長寿・健康増進事業補助金	補助金対象事業のうち、健康診査事業の追加項目に要した費用等について広域連合から交付されるもの
	後期高齢者医療制度区市町村支援事業補助金	保健事業および医療費適正化事業等に要する経費を対象に広域連合から交付されるもの

(2) 歳出

(単位：円)

科目(款)	令和4年度決算額	令和3年度決算額	増減率
総務費	195,840,384	120,793,964	62.13%
広域連合拠出金	16,934,918,002	15,489,194,946	9.33%
保健事業費	737,935,444	705,828,611	4.55%
葬祭費	330,120,000	300,740,000	9.77%
諸支出金	19,864,500	17,392,000	14.22%
計	18,218,678,330	16,633,949,521	9.53%

科目(款)	内容	
総務費	事務費	
広域連合拠出金	後期高齢者医療保険料拠出金	後期高齢者医療保険料拠出金（被保険者から徴収する保険料に係る負担金等）および保険料軽減措置拠出金（葬祭費負担金、審査支払手数料負担金等）
	後期高齢者医療療養給付費拠出金	被保険者のうち1割及び2割負担の医療給付費に係る負担金
	後期高齢者医療事務費拠出金	広域連合の運営に必要な人件費および事務費に係る負担金
保健事業費	健康診査事業等に要する印刷費、通信費、委託料等	
葬祭費	葬祭費用 (支給単価7万円＝広域連合支給分5万円＋区上乗せ支給分2万円)	
諸支出金	被保険者保険料還付金	

3 被保険者

(1) 後期高齢者医療制度の被保険者

後期高齢者医療制度では、都道府県ごとの区域内に住所を有する者のうち、以下の者が被保険者となる。

ア 75歳以上の者

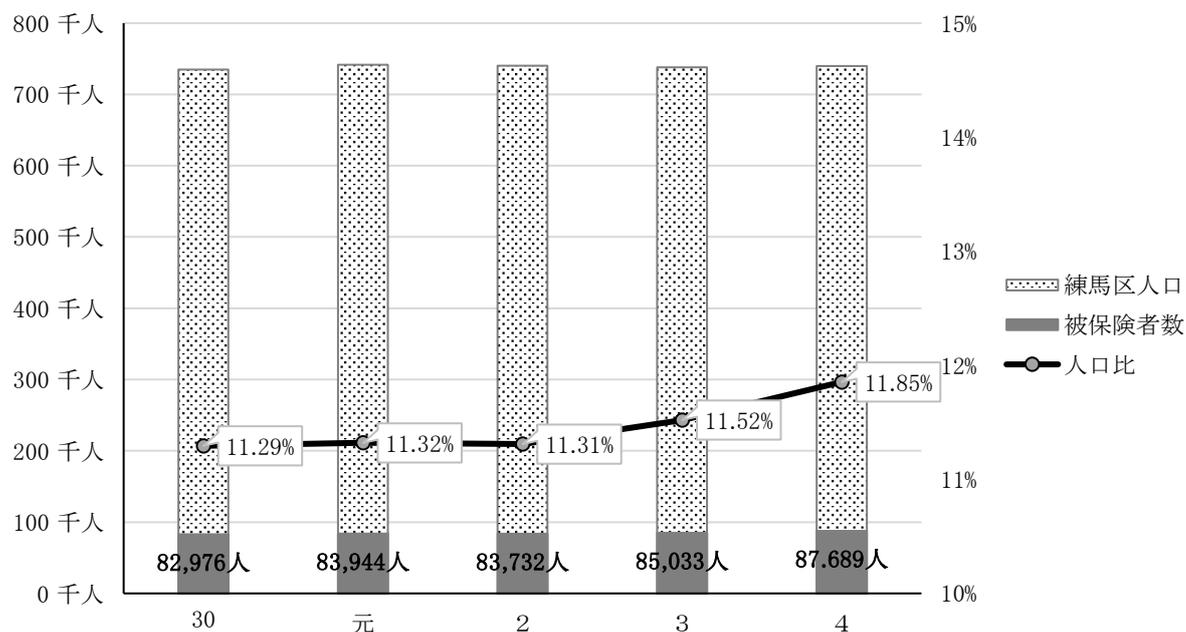
イ 65歳から74歳の者で一定の障害があり、申請によって後期高齢者医療広域連合が認定した者

※ ただし、適用除外事由（他後期高齢者医療広域連合の住所地特例者、生活保護受給者、日本国籍を有しない者で在留資格がなくなった者等）に該当したときは、資格を喪失する。

(2) 被保険者数の状況

後期高齢者医療制度の被保険者数は、制度開始以降、令和2年度を除き毎年増加している。令和4年度末における被保険者数は、前年度末より2,656人増の87,689人となっている。

被保険者数の推移



年度別被保険者数の状況

(単位：人)

年度	練馬区人口	被保険者数	障害認定者 (再掲)	住所地特例者※ (再掲)
30	734,689	82,976	153	569
元	741,588	83,944	161	626
2	740,417	83,732	175	660
3	738,131	85,033	182	669
4	739,757	87,689	171	669

※ 住所地特例制度

被保険者が都外（他道府県）に住所を移した場合は、通常、転出先の後期高齢者医療広域連合の被保険者となる。しかし、その転出先が特別養護老人ホーム等の住所地特例対象施設の場合には、転出前の後期高齢者医療広域連合の被保険者資格を継続する。これを住所地特例制度という。対象施設等が多く所在する後期高齢者医療広域連合の医療給付費が増えることで生じる財政負担を調整するしくみである。

なお、平成30年4月1日から、都内の国民健康保険被保険者で都外の住所地特例対象施設に入所する者が、75歳年齢到達等により後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得した場合は、住所地特例の適用を引き継ぎ、東京都の広域連合の被保険者となる。

[住所地特例制度の対象となる施設]

- ・ 病院または診療所
- ・ 障害者支援施設その他厚生労働省令で定める施設
- ・ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- ・ 介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設）
- ・ 特定施設※1（有料老人ホーム※2、軽費老人ホーム、養護老人ホーム）

※1 地域密着型特定施設を除く。

※2 有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅は住所地特例の対象施設とはならない。

(3) 負担区分割ごとの被保険者数

被保険者のうち、3割負担の被保険者数は589人増の12,482人、2割負担の被保険者数は20,016人、1割負担の被保険者数は17,951人減の55,189人となっている。

(単位：人)

年度	被保険者数	負担区分割合								
		3割負担	現役Ⅲ	現役Ⅱ	現役Ⅰ	2割負担	1割負担	一般	区分Ⅱ	区分Ⅰ
			課税所得 690万円以上	課税所得 380万円以上	課税所得 145万円以上					
30	82,976	11,870	2,701	2,021	7,148		71,106	38,275	17,106	15,725
元	83,944	11,813	2,765	1,935	7,113		72,131	38,552	17,726	15,853
2	83,732	11,771	2,682	2,031	7,058		71,961	38,318	17,904	15,739
3	85,033	11,893	2,694	1,960	7,239		73,140	38,629	18,764	15,747
4	87,689	12,482	2,974	2,051	7,457	20,016	55,189	19,462	19,777	15,950
前年度増減率	3.12%	4.95%	10.39%	4.64%	3.01%	—	▲24.54%	▲49.62%	5.40%	1.29%
障害認定者（再掲）										
30	153	6					147			
元	161	6					155			
2	175	6					169			
3	182	11					171			
4	171	8				22	141			
前年度増減率	▲6.04%	▲27.27%				—	▲17.54%			

[出典：東京都後期高齢者医療広域連合「被保険者数及び負担区分割合の状況」]

※ 区分Ⅱ 住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方

区分Ⅰ ア 住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）

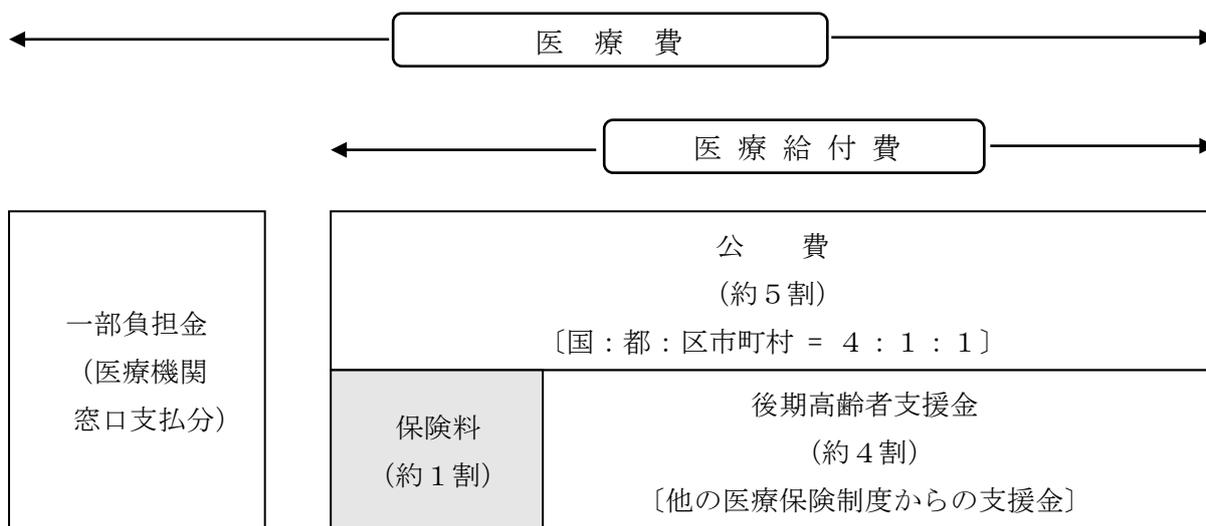
イ 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方

※ 制度改正により平成30年8月診療分から3割負担の負担区分が三つに細分化された。

※ 制度改正により、令和4年10月1日からの自己負担割合の区分に、新たに「2割」が追加された。

4 保険料

保険料は、医療費から一部負担金を除いた医療給付費の約1割に相当する額を徴収する。保険料を除く約9割の医療給付費は、国、都、区市町村からの負担金や補助金（公費）および他の医療保険制度からの支援金（後期高齢者支援金）によりまかなわれている。医療給付費の内訳は、公費が約5割、後期高齢者支援金が約4割、保険料が約1割で、広域連合が運営する後期高齢者医療制度のための財源となる。



保険料は、被保険者一人ひとりに賦課される。保険料率は広域連合が決定し、2年ごとに見直しを行う（東京都内は均一）。

令和4・5年度の保険料率等は、令和4年1月に開かれた広域連合議会で決定した。

広域連合では、保険料増加抑制のために、本来、保険料で負担することになっている審査支払手数料、葬祭費等の費用について、区市町村による一般財源を投入する措置を講じてきており、この措置を令和4・5年度についても継続している。

保険料率等の改定

年度	28・29	30・元	2・3	4・5
均等割額	42,400円	43,300円	44,100円	46,400円
所得割率	9.07%	8.80%	8.72%	9.49%
賦課限度額	57万円	62万円	64万円	66万円

(1) 保険料の計算方法

被保険者一人ひとり（個人単位）について、前年中の所得（1月～12月）をもとに、年度（4月～翌年3月）ごとに計算される。

年間保険料の額は、加入者全員が負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計額である。なお、賦課限度額は66万円（令和4・5年度）である。

令和4年度の保険料（年額）

均等割額	+	所得割額	=	年間保険料
(1人 46,400円)		(※ 賦課のもととなる所得金額 × 所得割率 9.49%)		(賦課限度額 66万円)

※ 賦課のもととなる所得金額とは

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額（雑損失の繰越控除額は控除しない）。

参考 保険料限度額超過の対象者数

※本算定時点

年度	30	元	2	3	4
対象者数（人）	2,400	2,454	2,302	2,215	2,581
保険料限度額	62万円	62万円	64万円	64万円	66万円

(2) 保険料の軽減

ア 均等割額にかかる軽減

保険料のうち均等割額は、同じ世帯の被保険者全員および世帯主の「総所得金額等の合計額」をもとに、7割・5割・2割が軽減される。国により特例として実施されてきた軽減割合特例は、令和元年度から段階的に見直しされ、令和3年度以降本則となった。

総所得金額等の合計が 下記に該当する世帯		軽減割合				練馬区の対象者数（人）					前年度 増減率
		30 まで	元	2	3 から	30	元	2	3	4	
43万円+ (年金または給与 所得者の 合計数- 1) × 10 万円以下	被保険者全員 が年金収入 80 万円以下(その 他所得がない)	9 割	8 割	7 割	7 割	18,893	19,152	19,031	34,610	35,670	3.1%
	上記以外	8.5 割	7.75 割			14,079	14,697	15,047			
43万円+(年金または給与 所得者の合計数-1) × 10 万円+28.5万円×(被保険 者数) 以下※1		5割				5,968	5,534	6,807	6,764	7,138	5.5%
43万円+(年金または給与 所得者の合計数-1) × 10 万円+52万円×(被保険者 数) 以下※2		2割				5,804	6,458	6,927	7,079	7,587	7.2%
計						44,744	45,841	47,812	48,453	50,395	4.0%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「保険基盤安定負担金による軽減額等一覧」〕

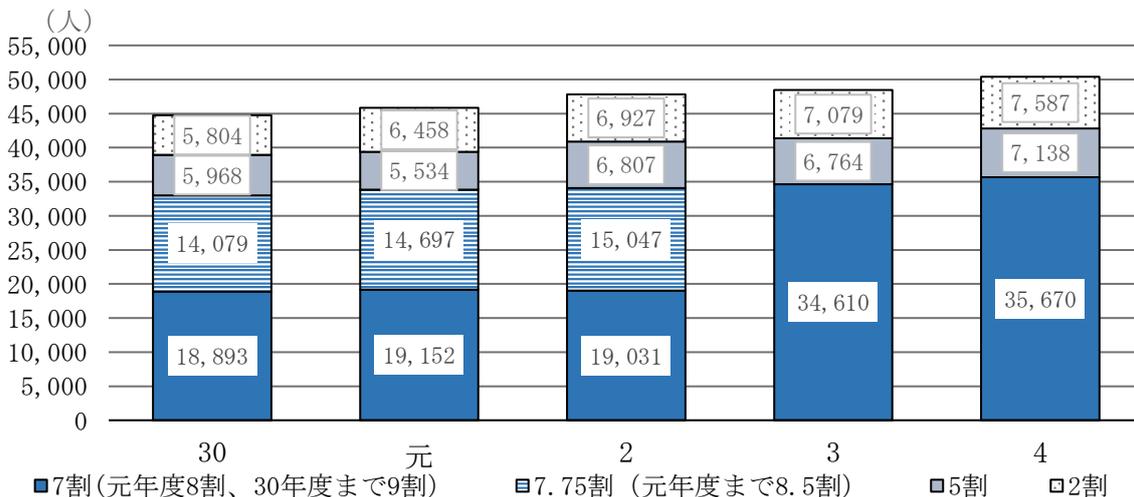
※1 5割軽減の対象となる所得基準額の変遷。

平成30年度 基準額 33万円 + $\frac{27.5}{100}$ 万円 × 被保険者数
 令和元年度 基準額 33万円 + $\frac{28}{100}$ 万円 × 被保険者数
 令和2年度 基準額 33万円 + $\frac{28.5}{100}$ 万円 × 被保険者数
 令和3年度 基準額 43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + $\frac{28.5}{100}$ 万円 × 被保険者数

※2 2割軽減の対象となる所得基準額の変遷。

平成30年度 基準額 33万円 + $\frac{50}{100}$ 万円 × 被保険者数
 令和元年度 基準額 33万円 + $\frac{51}{100}$ 万円 × 被保険者数
 令和2年度 基準額 33万円 + $\frac{52}{100}$ 万円 × 被保険者数
 令和3年度 基準額 43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + $\frac{52}{100}$ 万円 × 被保険者数

保険料（均等割額）軽減対象者数の推移



イ 所得割額にかかる軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに、所得割額が軽減される。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合	練馬区の対象者数 (人)					前年度増減率
		30	元	2	3	4	
I 15万円以下	5割	2,437	2,567	2,557	2,615	2,738	4.7%
II 20万円以下	2.5割	702	764	751	750	814	8.5%
計		3,139	3,331	3,308	3,365	3,552	5.6%

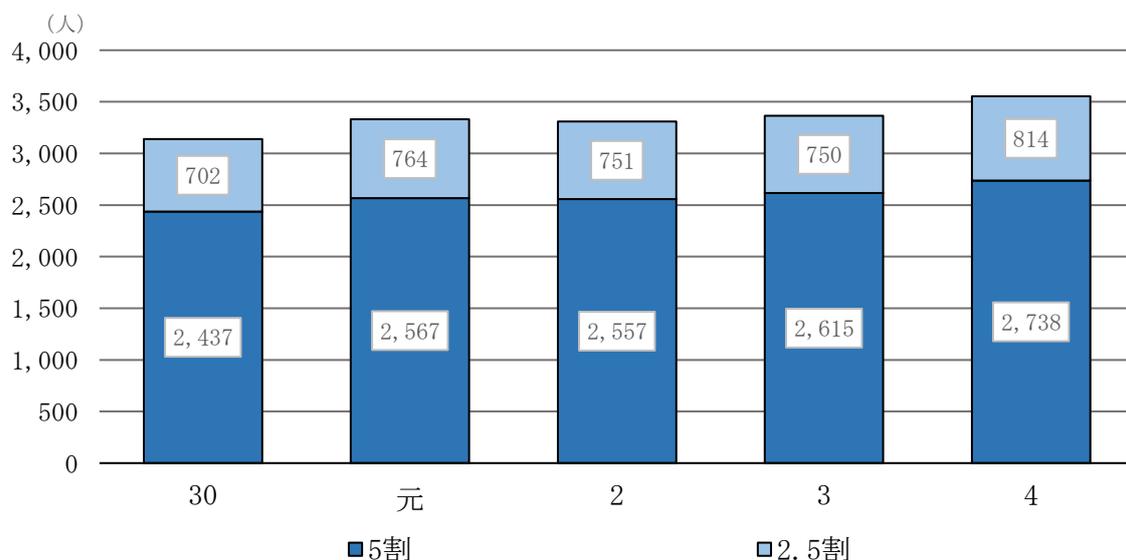
〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「保険料所得割額減額分負担金による軽減額等 一覧」〕

※ I、IIは、広域連合独自の軽減措置

※ 軽減割合が、29年度より次の表のとおり見直された。なお、30年度以降IIIの58万円以下の軽減措置は廃止となった。

賦課のもととなる 所得金額		軽減割合		
		28年度まで	29年度	30年度以降
I	15万円以下	10割	7割	5割
II	20万円以下	7.5割	4.5割	2.5割
III	58万円以下	5割	2割	—

保険料（所得割額）軽減対象者数の推移



ウ 被用者保険の被扶養者であった被保険者にかかる軽減（被扶養者軽減）

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険などの被扶養者であった場合（国民健康保険・国保組合は除く）、所得割額は賦課せず、均等割額は加入から2年を経過する月まで5割軽減される。

年度	30	元	2	3	4	前年度増減率
対象者数（人）	1,836	313	285	257	340	32.3%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「保険基盤安定負担金による軽減額等一覧」〕

被扶養者軽減は、平成28年度まで特例として均等割額が9割軽減とされていた（本来は、加入から2年を経過する月まで均等割額5割軽減）。

しかし、29年度より下表のとおり、均等割額の軽減割合が見直されることとなった。なお、所得割額は当面は賦課せず、賦課開始時期を引き続き検討することとされた。

軽減割合			
28年度まで	29年度	30年度	元年度以降
9割	7割	5割	加入から2年を経過する月まで5割

※ 平成29年3月31日（28年度）までに後期高齢者医療制度に加入した方は、平成31年3月31日（30年度）をもって軽減期間が終了となった。

※ 平成29年4月1日以降後期高齢者医療制度に加入した方は、29年度は7割軽減となり、以降加入から2年を経過する月までの間に限り5割軽減となる。

※ 「均等割額にかかる軽減」を受けられる場合は、軽減割合の高い方が優先される。
 また、被扶養者による軽減期間終了後も、「均等割額にかかる軽減」に該当する場合は、引き続き「均等割額にかかる軽減」を受けることができる。

(3) 保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則として練馬区の介護保険料が引き落とされている年金(以後、対象年金)から引き落としされる「特別徴収」である。

ただし、「対象年金が年額 18 万円未満の場合」「後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、対象年金の2分の1を超える場合」「対象年金が支払調整や差止、支給停止等になっている場合」は、口座振替または納付書で保険料を納める「普通徴収」となる。

なお、「特別徴収」は、申請により口座振替に変更することができる。

練馬区の保険料の納付方法別被保険者数

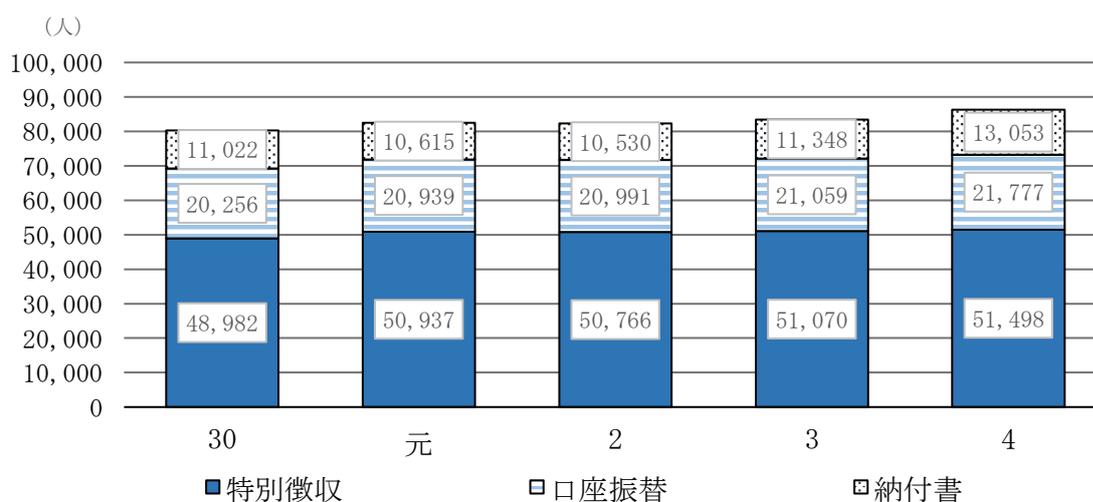
※資格喪失者を含む(単位:人)

納付方法	30	元	2	3	4	前年度増減数	前年度増減率
特別徴収	48,982	50,937	50,766	51,070	51,498	428	0.84%
普通徴収	31,278	31,554	31,521	32,407	34,830	2,423	7.48%
口座振替	20,256	20,939	20,991	21,059	21,777	718	3.41%
選択制による 口座振替	(1,481)	(1,319)	(1,175)	(1,297)	(1,652)	355	27.37%
納付書	11,022	10,615	10,530	11,348	13,053	1,705	15.02%

※ 特別徴収における年度途中での保険料の増額更正分は、普通徴収による納付となる。

※ 選択制による口座振替は当該年度中に申請があった累計

保険料の納付方法別被保険者数の推移



(4) 保険料の収納状況

ア 練馬区の保険料収入の推移（現年分および滞納繰越分の合計額）

（単位：円）

年度	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額
30	7,947,074,000	8,067,101,330	7,959,815,900	27,752,330	14,597,300	94,130,400
元	8,158,617,000	8,265,810,200	8,177,871,973	10,597,400	13,924,800	91,265,627
2	8,446,838,000	8,418,124,327	8,341,622,700	3,991,400	15,883,100	88,393,327
3	8,304,250,000	8,419,339,927	8,335,386,700	10,185,500	18,022,900	91,790,627
4	9,161,120,000	9,312,405,327	9,210,147,480	8,972,947	17,445,400	110,730,300

※ 収入未済額＝調定額－収入済額－不納欠損額＋還付未済額

現年分

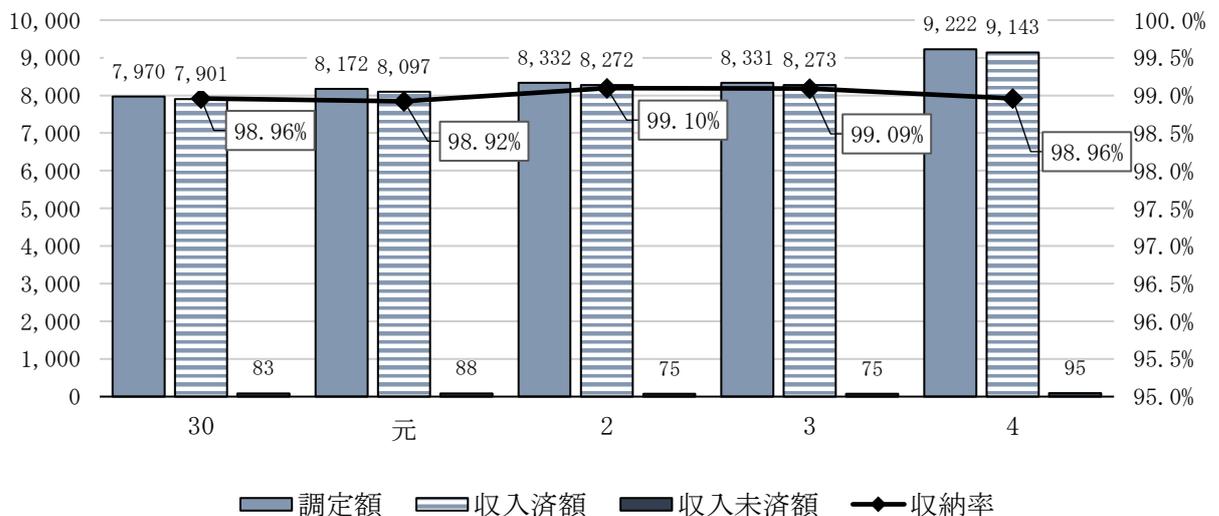
（単位：円）

年度	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
30	7,969,594,600	7,901,101,200	98.96%	0	82,981,700
元	8,171,679,800	8,097,234,120	98.92%	0	88,074,280
2	8,331,717,900	8,272,190,800	99.10%	627,700	74,627,700
3	8,331,301,700	8,272,898,800	99.09%	323,200	75,467,100
4	9,222,016,100	9,143,098,900	98.96%	919,500	94,983,200
前年度増減率	10.69%	10.52%		284.50%	25.86%

※ 収納率＝（収入済額－還付未済額）÷調定額

現年分保険料収入の推移

（百万円）



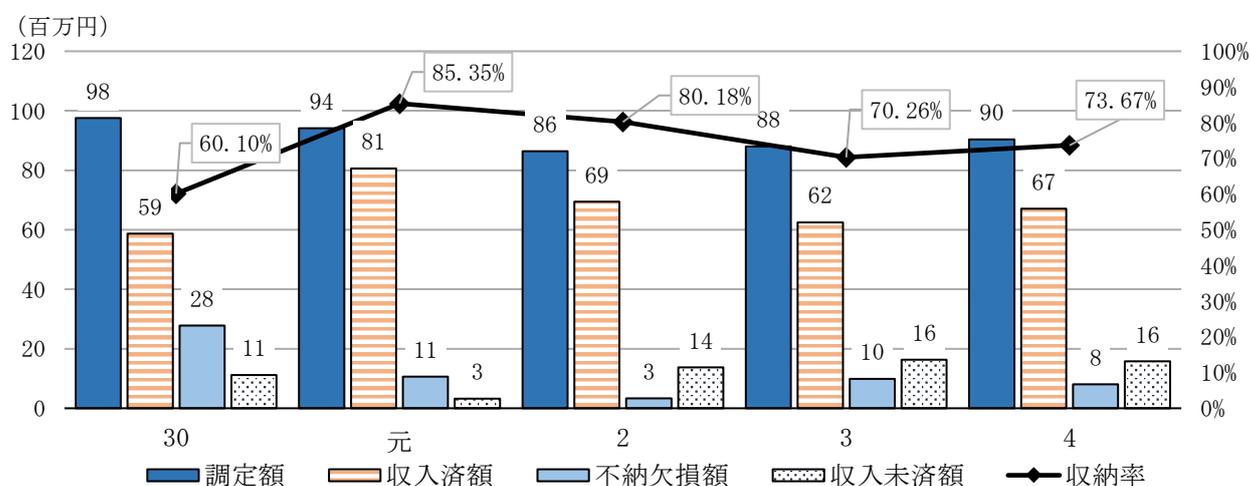
滞納繰越分

(単位：円)

年度	調定額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
30	97,506,730	58,714,700	60.10%	27,752,330	11,148,700
元	94,130,400	80,637,853	85.35%	10,597,400	3,191,347
2	86,406,427	69,431,900	80.18%	3,363,700	13,765,627
3	88,038,227	62,487,900	70.26%	9,862,300	16,323,527
4	90,389,227	67,048,580	73.67%	8,053,447	15,747,100
前年度増減率	2.67%	7.30%		▲18.34%	▲3.53%

※ 収納率 = (収入済額 - 還付未済額) ÷ 調定額

滞納繰越分保険料収入の推移



イ 保険料収納率の推移 (全体)

年度	予算現額に対する収納率 (収入済額 / 予算現額)	調定額に対する収納率 (収入済額 / 調定額)	保険料収納率 (還付未済額を除く収入済額 / 調定額)
30	100.16%	98.67%	98.49%
元	100.24%	98.94%	98.77%
2	98.75%	99.09%	98.90%
3	100.37%	99.00%	98.79%
4	100.54%	98.90%	98.71%

[令和4年度内訳]

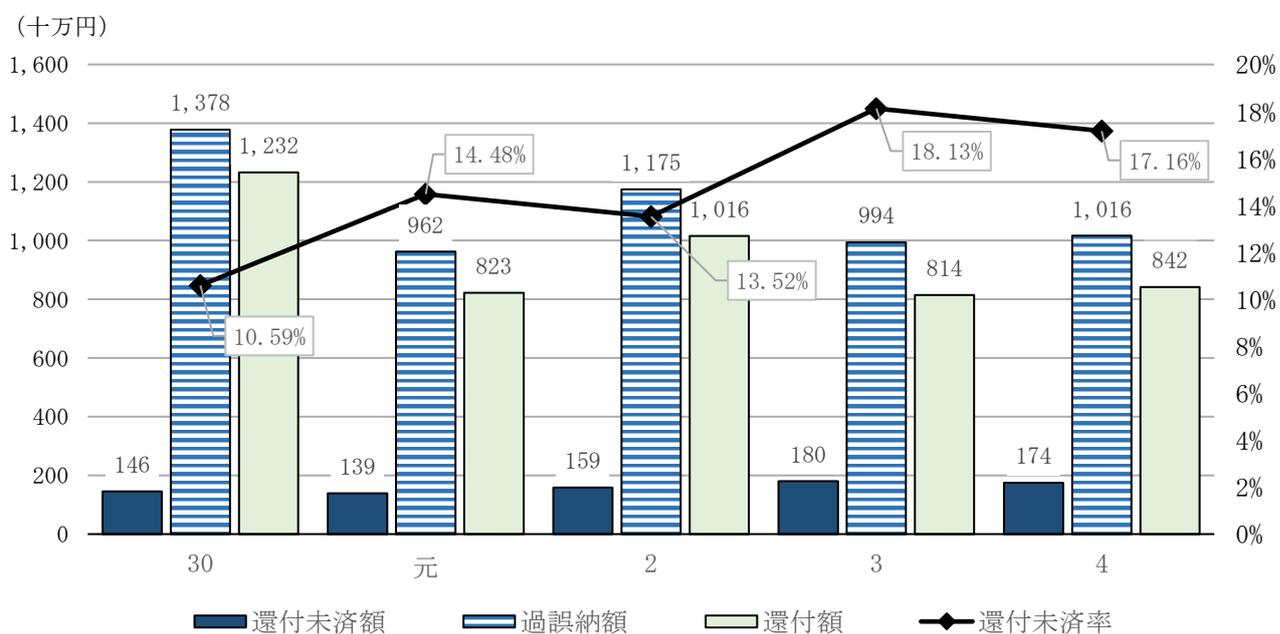
	予算現額に対する収納率	調定額に対する収納率	保険料収納率
現年分	100.46%	99.14%	98.96%
滞納繰越分	112.60%	74.18%	73.67%

ウ 練馬区の保険料還付状況

(単位：円)

年度	過誤納額	還付額	還付未済額	還付未済率
30	137,826,500	123,229,200	14,597,300	10.59%
元	96,188,600	82,263,800	13,924,800	14.48%
2	117,467,300	101,584,200	15,883,100	13.52%
3	99,436,200	81,413,300	18,022,900	18.13%
4	101,634,500	84,189,100	17,445,400	17.16%
前年度増減率	2.21%	3.41%	▲3.20%	

保険料還付の推移



エ 練馬区の納付方法別収入実績

(金額単位：円)

納付方法	年度	件数	割合 (件数)	収入金額	割合 (金額)
特別徴収	30	298,890	45.33%	2,948,791,700	36.71%
	元	307,816	51.89%	3,037,174,900	36.84%
	2	309,489	52.15%	3,075,231,800	36.72%
	3	310,001	52.26%	3,084,789,800	37.01%
	4	313,079	50.86%	3,186,749,100	34.45%
口座振替	30	242,662	36.80%	3,254,394,600	40.52%
	元	188,198	31.72%	3,301,549,800	40.04%
	2	189,006	31.85%	3,390,436,300	40.48%
	3	188,815	31.83%	3,400,921,300	40.80%
	4	194,891	31.66%	3,782,864,400	40.89%
金融機関 窓口払	30	53,831	8.16%	1,065,005,100	13.26%
	元	44,980	7.58%	1,129,028,000	13.69%
	2	41,223	6.95%	1,078,876,200	12.88%
	3	38,991	6.57%	1,015,067,500	12.18%
	4	41,495	6.74%	1,182,608,000	12.78%
コンビニエンス ストア（モバイル レジを含む）	30	63,971	9.70%	761,263,300	9.48%
	元	52,142	8.79%	771,301,100	9.35%
	2	53,665	9.04%	825,006,187	9.85%
	3	55,316	9.33%	831,855,900	9.98%
	4	66,110	10.74%	1,093,946,180	11.83%
配当	30	19	0.00%	2,905,300	0.04%
	元	84	0.01%	6,042,853	0.07%
	2	73	0.01%	5,021,333	0.06%
	3	47	0.01%	3,370,700	0.04%
	4	46	0.01%	4,748,300	0.05%
計	30	659,373	—	8,032,360,000	—
	元	593,220	—	8,245,096,653	—
	2	593,456	—	8,374,571,820	—
	3	593,170	—	8,336,005,200	—
	4	615,621	—	9,250,915,980	—

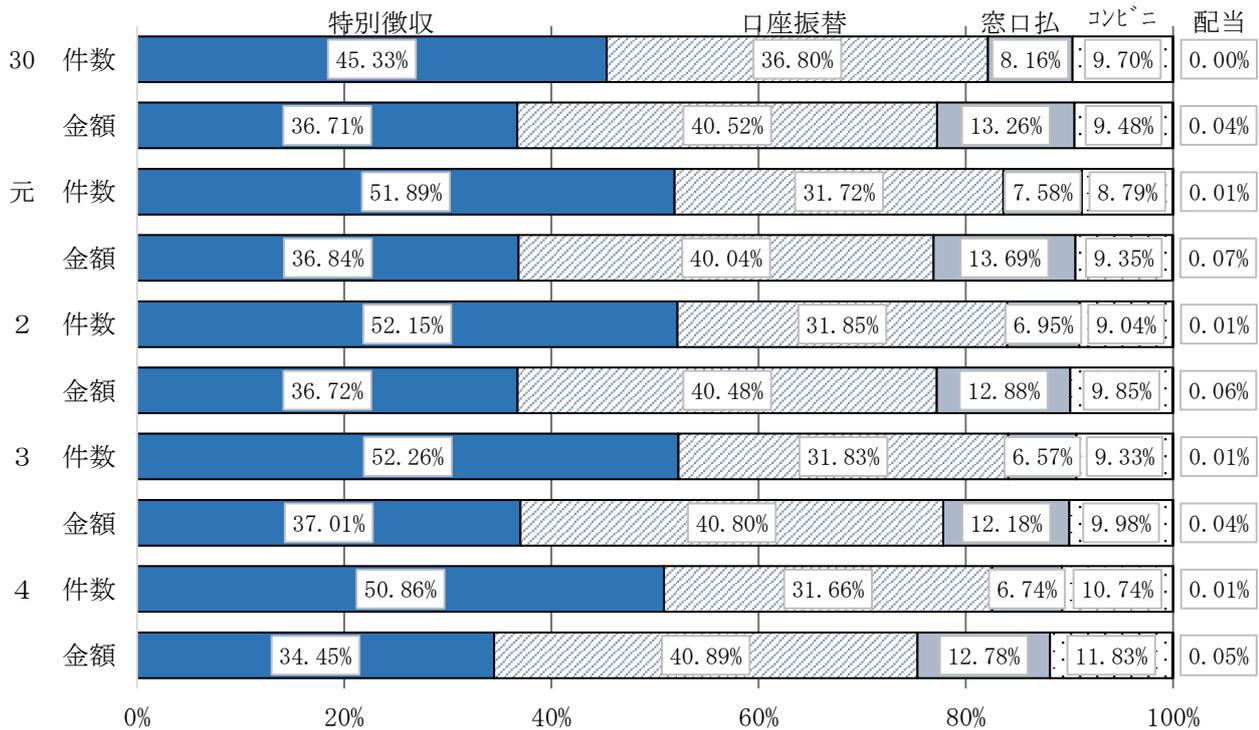
※ 各年度、翌年4月1日から出納閉鎖までの間に収入計上されたものについては、次年度の集計となり、還付・充当した保険料額の調整は算定されないため、決算額とは異なる。

※ 配当については滞納繰越分を含み、実際に配当処理を行った年度で集計した。

※ 令和元年度から、暫定賦課（4月～6月）の廃止に伴い、普通徴収の納付回数が12回から9回になり、納付件数が下がっている。

※ 平成20年7月からコンビニ収納、平成22年4月からモバイルレジ収納を開始している。

納付方法別割合の推移



(5) 保険料滞納者への督促・催告・滞納処分

ア 督促状の送付

納期限を一定期間経過しても納付しない被保険者に対して、督促状の送付を行った。

練馬区の保険料滞納者への督促件数

年度	30	元	2	3	4	前年度増減率
発送件数	20,185	16,948	15,852	15,211	16,518	8.6%
1か月平均 発送件数	1,682	1,412	1,321	1,268	1,377	

イ 催告書および特別催告書の送付

督促状を送付してもなお未納が続く被保険者に対して、催告書の送付を行った。また、督促状・催告書の送付や電話での納付勧奨等を経ても支払いが確認できない場合に、特別催告書を送付した。

なお、案件に応じて最終催告書・差押事前通知書等の送付も行っている。

練馬区の保険料滞納者への催告件数

年度	30	元	2	3	4	前年度増減率
発送件数	6,625	5,472	4,767	4,660	4,017	▲13.8%

ウ 滞納処分

被保険者の負担の公平を期するとともに後期高齢者医療制度に要する経費の財源を確保するため、督促・催告等を行ってもなおそれに応じず、進展が見込めない滞納者等に対し差押処分等を行った。

練馬区の財産調査および滞納処分による換価実績 (金額単位：円)

年度		財産調査	換価実績
30	件数	10	19
	金額		2,905,300
元	件数	2,781	84
	金額		6,042,853
2	件数	767	73
	金額		5,021,333
3	件数	680	47
	金額		3,370,700
4	件数	1,039	46
	金額		4,748,300

(6) 保険料の減免

保険料の減免は、災害等により大きな損害を受けた被保険者、収入が著しく減少した被保険者のうち、申請により広域連合で減免の必要があると認められた者に対し適用される。なお、令和4年度は引き続き新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免を行った。

災害・収入減少等による減免

(金額単位：円)

年度	減免事由	水害、火災 (件数)	失業、休廃業、収容等 (件数)	金額
30		3	1	282,700
元		5	1	272,700
2		3	0	22,900
3		5	0	221,800
4		5	1	568,400

東日本大震災に係る減免

(金額単位：円)

年度	件数	金額
30	12	358,000
元	12	185,400
2	10	307,000
3	11	328,500
4	11	402,200

新型コロナウイルス感染症に係る保険料減免状況

(令和5年4月1日現在)

		元年度分 保険料	2年度分 保険料	3年度分 保険料	4年度分 保険料
令和2年度 減免実績	件数	213 件	235 件		
	金額	4,621,600 円	24,757,500 円		
令和3年度 減免実績	件数	13 件	26 件	90 件	
	金額	257,200 円	1,857,700 円	7,505,900 円	
令和4年度 減免実績	件数			28 件	41 件
	金額			1,949,100 円	3,234,800 円
合計	件数	226 件	261 件	118 件	41 件
	金額	4,878,800 円	26,615,200 円	9,455,000 円	3,234,800 円

5 保険給付

(1) 保険給付のしくみ

保険給付は、被保険者の病気、けが、死亡に関して行われる医療の提供（療養の給付）または費用の支給などをいう。

被保険者が病気やけがに関して保険医療機関等で診察や薬剤などの医療の提供を受けた際、被保険者が負担する一部負担金を除く医療費を、保険者である後期高齢者医療広域連合が保険給付費として給付する。

一部負担金の割合は、1割、2割または3割で、毎年8月1日に見直しを行っている。

また、死亡に関しては葬祭費を支給する。

ア 療養の給付における被保険者の一部負担金の割合

区分	負担割合	判定基準
現役並み所得	3割	同じ世帯の被保険者の中に課税所得が145万円以上の方がいる場合
一定以上の所得	2割	以下の①②の両方に該当する場合 ① 同じ世帯の被保険者の中に課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ② 「年金収入」＋「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が1人……………200万円以上 ・被保険者が2人以上…合計320万円以上
一般所得等	1割	同じ世帯の被保険者全員の課税所得がいずれも28万円未満の場合または上記①に該当するが②には該当しない場合

※ 住民税非課税世帯の被保険者は、上記に関わらず1割負担となる。

※ 住民税課税所得とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいう。区から送付された住民税の納税通知書等で確認することができる。

なお、住民税が課税されていない方には、通知は送付されない。

※ 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者は、住民税課税所得が145万円以上であっても、「賦課のもととなる所得金額」（P.10「(1)保険料の計算方法」参照）の合計額が210万円以下の場合、1割または2割負担となる。

○ 住民税課税所得により3割負担と判定された世帯でも、1割または2割負担になる場合

住民税課税所得が145万円以上の次の表の方で、区で収入を把握できる方は、1割または2割負担になる。

なお、区で収入の把握ができない方は、基準収入額適用申請が必要になる。

後期高齢者医療 被保険者数	収入判定基準 (前年1月から12月までの収入で判定)
世帯に1人	収入額が383万円未満 (ただし、383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入の70～74歳の方がいる場合は、その方と被保険者の収入合計額が520万円未満)
世帯に複数	収入合計額が520万円未満

※ 収入とは、所得税法上の収入金額（一括して受け取る退職所得に係る収入金額を除く）であり、必要経費や公的年金控除等を差し引く前の金額

※ 土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するために確定申告した場合も、売却時の収入は基準収入額適用申請における収入に含まれる（所得が0円またはマイナスになる場合でも、売却金額が収入となる）。

ただし、上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得について、個人住民税において申告不要を選択した場合は含まれない。

イ 入院時の食費

① 療養病床以外への入院時の食費（1食につき）

被保険者が入院したとき、後期高齢者医療広域連合は入院に伴う療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用の一部について現物給付を行い、被保険者は食事療養標準負担額のみを支払う。

食事療養標準負担額

所得区分			食費 (1食につき)
現役並み所得・一般Ⅰ・Ⅱ			460円※1
住民税非課税等	区分Ⅱ	過去12か月の入院日数が 90日以内	210円
		過去12か月の入院日数が 90日超（長期入院該当※2）	160円
	区分Ⅰ		100円

② 療養病床への入院時の食費（1食につき）・居住費（1日につき）

被保険者が長期入院したとき、後期高齢者医療広域連合は入院に伴う療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用の一部について現物給付を行い、被保険者は生活療養標準負担額のみを支払う。

生活療養標準負担額

所得区分		食費（1食につき）		居住費 （1日につき）
		入院医療の 必要性が低い方 ※3	入院医療の 必要性が高い方 ※4	
現役並み所得・一般Ⅰ・Ⅱ		460円※1・5	460円※1・5	370円
非課税等 住民税	区分Ⅱ	210円	210円 （長期入院該当で 160円※2）	
	区分Ⅰ	130円	100円	
	老齢福祉年金受給者	100円	100円	0円

- ・区分Ⅱ 住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方
- ・区分Ⅰ (1) 住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）
(2) 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方

※1 ①指定難病患者の方は1食につき260円に据え置き。また、居住費は0円。

②精神病床へ平成27年4月1日以前から継続して入院した方は、1食につき260円に当分の間据え置き。

※2 区分Ⅱの減額認定を受けていた期間の入院日数が、過去12か月で90日を超える場合は、申請により該当となる。

※3 入院医療の必要性が高い方以外が該当する。

※4 人工呼吸器、静脈栄養が必要な方や難病の方などが該当する。

※5 保険医療機関の施設基準等により420円の場合がある。

ウ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」の交付

【自己負担割合が1割の場合】

世帯全員が住民税非課税の場合は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」という。）の交付を受けることができる。医療機関等の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額の区分Ⅰ・Ⅱが適用され、入院時の食費が減額される（P.22 表、P.29 表、P.31 表参照）。

【自己負担割合が3割の場合】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合は、申請により「限度額適用認定証」の交付を受けることができる。医療機関等の窓口で提示すると保険適用の医療費の自己負担限度額の現役並み所得Ⅰ・Ⅱが適用される（P.29 表、P.31 表参照）。

練馬区の減額認定証および限度額適用認定証の発行件数

(単位：件)

年度	減額認定証	限度額適用認定証
30	30,631	1,532
元	31,459	2,272
2	31,743	2,715
3	31,873	3,055
4	32,820	3,027
前年度増減率	2.97%	▲0.92%

[出典：東京都後期高齢者医療広域連合「基準収入額適用認定者数及び限度額・減額認定証発行者数内訳（市区町村別）」]

(2) 療養の給付等（現物給付）

ア 練馬区の療養給付の状況

現物給付（その1）

（金額単位：千円）

年度	区分	療養給付			
		医 科		歯 科	調 剤
		入 院	外 来		
30	件数	56,542	1,370,624	266,865	1,049,311
	金額	32,683,923	22,194,887	3,421,685	13,890,692
元	件数	58,302	1,392,898	281,949	1,075,658
	金額	34,618,894	23,068,403	3,562,704	14,350,012
2	件数	55,631	1,279,932	245,254	1,021,570
	金額	33,201,246	21,919,898	3,286,655	13,964,245
3	件数	53,818	1,334,190	271,174	1,055,280
	金額	34,460,527	23,981,540	3,608,759	14,105,554
4	件数	54,238	1,383,788	290,151	1,088,104
	金額	36,356,413	25,412,368	3,830,902	14,008,531
前年度 増減率	件数	0.78%	3.72%	7.00%	3.11%
	金額	5.50%	5.97%	6.16%	▲0.69%

現物給付（その2）

（金額単位：千円）

年度	区分	療養費	訪問看護	合 計
		食事・生活 <small>※件数については再掲のため合計に含めず</small>		
30	件数	(52,989)	5,775	2,749,117
	金額	1,507,172	476,586	74,174,944
元	件数	(54,815)	6,383	2,815,190
	金額	1,577,814	554,151	77,731,978
2	件数	(49,565)	7,615	2,610,002
	金額	1,494,585	735,430	74,602,059
3	件数	(49,605)	8,613	2,723,075
	金額	1,457,462	870,585	78,484,427
4	件数	(50,550)	10,114	2,826,395
	金額	1,441,790	1,125,085	82,175,087
前年度 増減率	件数	1.91%	17.43%	3.79%
	金額	▲1.08%	29.23%	4.70%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の市区町村別内訳【現物給付】」〕

- ※ 療養給付の区分等は広域連合資料に基づく
- ※ 件数は延べ数
- ※ 金額は一部負担金と保険者負担分の合計額

イ 診療費項目別療養給付費の状況

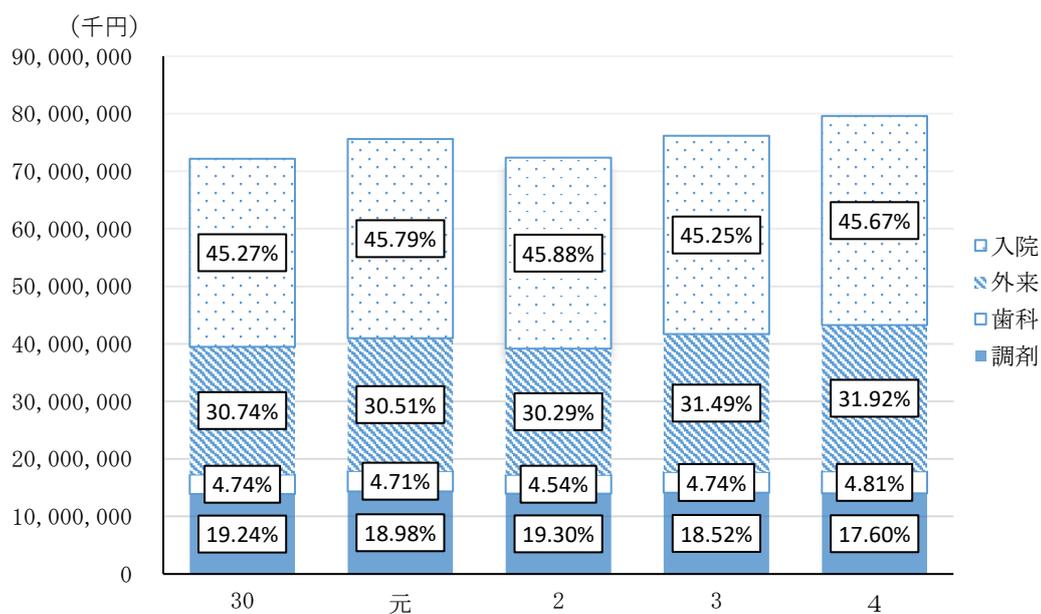
令和4年度の診療費項目別療養給付費（入院・外来・歯科・調剤）は、前年度と比較して、調剤を除きいずれも増加している。

構成割合は、入院 45.67%、外来 31.92%、歯科 4.81%、調剤 17.60%となっている。

診療費項目別療養給付の状況

（金額単位：千円）

年度	入院	外来	歯科	調剤	合計
30	32,683,923	22,194,887	3,421,685	13,890,692	72,191,186
元	34,618,894	23,068,403	3,562,704	14,350,012	75,600,013
2	33,201,246	21,919,898	3,286,655	13,964,245	72,372,043
3	34,460,527	23,981,540	3,608,759	14,105,554	76,156,380
4	36,356,413	25,412,368	3,830,902	14,008,531	79,608,213
前年度 増減率	5.50%	5.97%	6.16%	▲0.69%	4.53%



ウ 1人あたりの医療費の推移

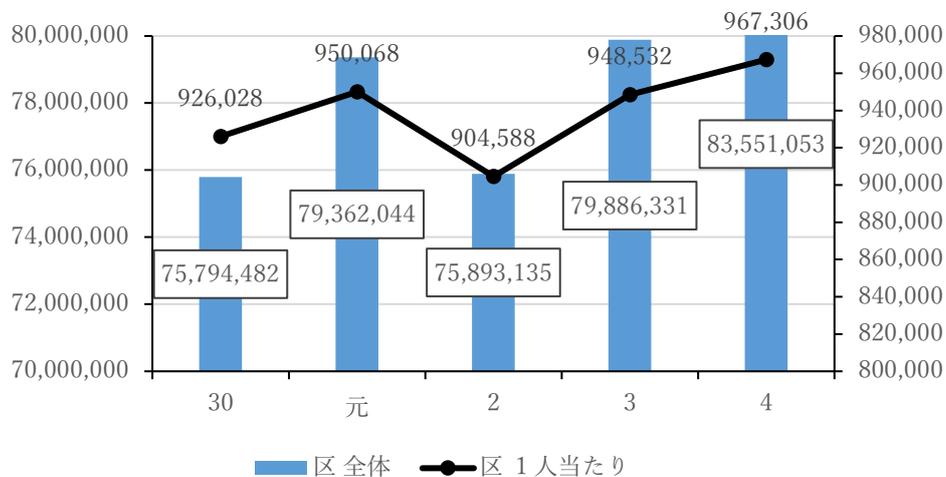
令和4年度の1人あたりの医療費は、967,306円となっており、前年度と比較して18,774円（1.98%）増加している。

医療費総額と1人あたり医療費の推移

年度	医療費総額（千円）	被保険者数（人）	1人あたり医療費（円）
30	75,794,482	81,849	926,028
元	79,362,044	83,533	950,068
2	75,893,135	83,898	904,588
3	79,886,331	84,221	948,532
4	83,551,053	86,375	967,306
前年度増減率	4.59%	2.56%	1.98%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「事業概要」〕

※ 被保険者数は各年度平均被保険者数を使用



(3) 療養費の支給（現金給付）

療養費は、被保険者が医療費を一時全額自己負担し、その後被保険者の申請に基づき、保険者が負担すべき金額を被保険者に払い戻すものである。代表的なものとして、骨折や捻挫等で柔道整復師の施術を受けたときの費用や医師が必要と認めたマッサージ、はり等の費用がある。

○ 練馬区の療養費の支給状況

現金給付（その1）

（金額単位：千円）

年度	区分	一般診療	補装具	柔道整復師 の施術	あん摩・ マッサージ	はり・ きゅう
30	件数	62	1,747	53,434	23,780	6,732
	金額	2,088	69,947	581,476	785,305	137,456
元	件数	65	1,732	54,355	24,178	7,903
	金額	1,773	70,731	578,070	797,908	162,321
2	件数	61	1,645	40,973	19,189	7,328
	金額	2,796	65,683	449,249	614,639	157,399
3	件数	50	1,854	42,556	20,714	8,387
	金額	2,892	75,992	467,633	681,311	173,906
4	件数	74	1,795	43,174	21,509	8,643
	金額	1,695	71,001	449,359	678,834	174,686
前年度 増減率	件数	48.00%	▲3.18%	1.45%	3.84%	3.05%
	金額	▲41.39%	▲6.57%	▲3.91%	▲0.36%	0.45%

現金給付（その2）

（金額単位：千円）

年度	区分	移送	その他	標準負担額 差額	合計
30	件数	0	1,513	91	87,359
	金額	0	6,108	890	1,583,270
元	件数	0	537	66	88,836
	金額	0	4,718	775	1,616,296
2	件数	0	1,155	90	70,441
	金額	0	5,766	1,149	1,296,681
3	件数	0	1,228	298	75,087
	金額	0	4,105	2,623	1,408,461
4	件数	2	622	260	76,079
	金額	24	2,483	1,782	1,379,864
前年度 増減率	件数	—	▲49.35%	▲12.75%	1.32%
	金額	—	▲39.51%	▲32.06%	▲2.03%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の市区町村別内訳【現金給付】」〕

- ※ 療養費の区分等は広域連合の資料に基づく
- ※ 件数は延べ数
- ※ 金額は一部負担金と保険者負担分の合計額

(4) 高額療養費

被保険者の医療費負担を軽減するために、医療を受ける際に支払った1か月の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に、申請により超えた分が被保険者に払い戻される。

1か月の自己負担限度額は下表のとおりで、同一世帯内に後期高齢者医療制度で医療を受ける方が複数いる場合は合算でき、病院・診療所・調剤薬局などの区別なく合算する。

平成24年4月1日から従来の入院時に加えて、外来診療についても、同一月で同一医療機関の窓口負担が自己負担限度額までとなっている。

1か月の自己負担限度額

負担割合	所得区分		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）
			3割	
		現役並み所得Ⅲ 課税所得 690万円以上		
		現役並み所得Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円＋（10割分の医療費－558,000円）×1% （93,000円）※1	
		現役並み所得Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円＋（10割分の医療費－267,000円）×1% （44,400円）※1	
2割		一般Ⅱ	6,000円＋（10割分の医療費－30,000円）×10% または18,000円の いずれか低い方 （144,000円）※2※3	57,600円 （44,400円）※1
1割		一般Ⅰ	18,000円 （144,000円）※2	57,600円 （44,400円）※1
		非課税等 住民税	区分Ⅱ	24,600円
			区分Ⅰ	8,000円

※1 過去12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来＋入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含む。

この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険（他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済）で該当していた回数は含まない。

※2 計算期間1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）のうち、基準日時点（計算期間の末日）で自己負担割合が1割または2割である被保険者について、外来の自己負

担額（月間の高額療養費が支給されている場合は支給額を控除した後の額）を合算し、144,000円を超える場合に、その超える分を高額療養費（外来年間合算）として支給する。

※3 2割負担の新設に伴い、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、配慮措置を適用（外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を1か月で最大3,000円までとする）。

○ 高額療養費支給状況

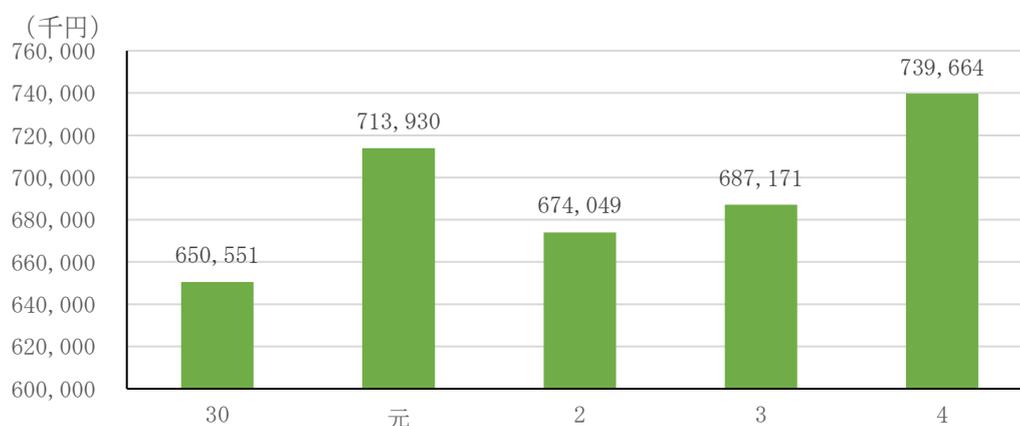
令和4年度の高額療養費は、前年度と比較して支給件数が17,424件（17.49%）増の約12万件となっており、支給額も約5,249万円（7.64%）増の約7億3,966万円となっている。

（金額単位：千円）

年 度	件 数	支 給 額
30	105,028	650,551
元	101,302	713,930
2	96,399	674,049
3	99,629	687,171
4	117,053	739,664
前年度増減率	17.49%	7.64%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の区市町村別内訳【現金給付】」〕

高額療養費支給状況



高額療養費(外来年間合算)支給状況

（金額単位：千円）

年 度	件 数	支 給 額
30	4,712	8,164
元	977	23,266
2	977	26,573
3	1,000	28,417
4	1,109	29,622
前年度増減率	10.90%	4.24%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の区市町村別内訳【現金給付】」〕

(5) 高額介護合算療養費

医療費と介護費の両方に負担がある被保険者の負担を軽減するため、世帯内で同一の医療保険（後期高齢者医療制度や国民健康保険など）の加入者について、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に医療保険と介護保険の両方に自己負担があり、その自己負担額の合計が高額介護合算療養費の自己負担限度額を超えた場合、申請によって自己負担限度額を超えた金額がそれぞれの制度から払い戻される。

世帯単位の自己負担限度額（年額）

負担区分	所得区分	後期高齢者医療制度＋介護保険制度	
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	141 万円	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	67 万円	
2割	一般Ⅱ	56 万円	
1割	一般Ⅰ	56 万円	
	住民税 非課税等	区分Ⅱ	31 万円
		区分Ⅰ	19 万円

練馬区の高額介護合算療養費支給状況

（金額単位：千円）

年 度	件 数	支 給 額
30	5,710	115,271
元	6,587	136,879
2	6,962	124,059
3	7,370	125,657
4	7,556	122,377
前年度増減率	2.52%	▲2.61%

〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の区市町村別内訳【現金給付】」〕

(6) 葬祭費

亡くなった被保険者の葬儀を行った方に対して、葬祭費を支給する。

平成22年度から広域連合の事業となり、区は広域連合から委託を受けて実施している。広域連合の葬祭費は1件50,000円であり、区が1件20,000円の上乗せをし、計70,000円を支給する。

(金額単位:千円)

年 度	件 数	支 給 額
30	3,947	276,290
元	4,079	285,480
2	4,270	298,880
3	4,297	300,740
4	4,716	330,120
前年度増減率	9.75%	9.77%

(7) 一部負担金の減免

災害その他の理由により、生活が困難になり、一部負担金を支払うことが困難である者に対し減免を行っている。

ア 一部負担金の減免

平成30年度より減免の実績はないが、令和4年度は火災減免の実績あり。

イ 東日本大震災に伴う一部負担金の減免

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被災者に係る一部負担金については、申請により減免を行っている。

対象者および免除期間については、厚生労働省通知により定められている。

(金額単位:円)

年 度	現物給付		現金給付	
	件数	金額	件数	金額
30	281	589,947	0	0
元	304	381,032	0	0
2	244	363,747	0	0
3	193	267,576	0	0
4	283	1,182,666	9	94,890
前年度増減率	46.63%	341.99%	—	—

[出典:東京都後期高齢者医療広域連合「給付費の区市町村別内訳【現金・現物給付】」]

(8) 医療費の適正化

ア 不正利得

被保険者証の不正利用、虚偽の申請による一部負担金の減免等、偽りその他不正な行為により保険給付を受けた場合、不正利得として徴収する。

イ 不当利得

都外へ転出し、被保険者資格を失っているにもかかわらず、保険給付を受けた場合や、その他保険給付を受ける資格がないにもかかわらず保険給付を受けた場合に、給付を受けた者に対して、医療費の返還請求を行う。

ウ 第三者行為

被保険者が交通事故などの他者が関わる行為が原因で医療の必要が生じた場合、その医療費等は事故の当事者（第三者）が損害賠償の責任の度合に応じて負担することが原則である。

しかし、保険者が被保険者に保険給付を行った場合、保険者は被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を法律上当然に代位取得し、第三者に保険者負担分医療費を請求する。

公害健康被害の補償等に関する法律により大気汚染または水質汚濁による公害が原因で被保険者に医療の必要が生じた場合は、国が第三者（加害者）となり、保険者が被保険者に保険給付を行った場合、保険者は国に対し、保険者負担分の医療費を請求する。

練馬区の返納金等の調定・収入状況

(金額単位:千円)

科目	年度	調 定		収 入	
		件 数	金 額	件 数	金 額
不正利得・ 不当利得等	30	3,393	25,198	2,262	11,172
	元	3,052	144,827	1,922	129,381
	2	2,686	37,892	1,763	24,961
	3	4,601	28,727	3,511	17,042
	4	3,013	35,165	2,190	22,561
前年度増減率		▲34.51%	22.41%	▲37.62%	32.38%
第三者行為	30	269	31,208	269	31,208
	元	339	51,143	339	51,143
	2	298	56,572	298	56,572
	3	250	30,785	250	30,785
	4	337	50,840	337	50,840
前年度増減率		34.80%	65.15%	34.80%	65.15%
合計	30	3,662	56,406	2,531	42,380
	元	3,391	195,970	2,261	180,524
	2	2,984	94,464	2,061	81,533
	3	4,851	59,513	3,761	47,828
	4	3,350	86,004	2,527	73,401
前年度増減率		▲30.94%	44.51%	▲32.81%	53.47%

[出典：東京都後期高齢者医療広域連合「不当利得・第三者行為（調定・収入）市区町村一覧」]

※ 第三者行為には公害補償分を含む。

エ 医療費通知

医療費への認識を高めてもらうことを目的として、広域連合が年1回通知している。令和5年1月発送分より、死亡者を除く全被保険者に発送している。

令和4年度 練馬区の医療費通知発送件数

発送時期	発送件数
令和5年1月	81,813

[出典：東京都後期高齢者医療広域連合「令和4年度 医療費等通知件数」]

オ ジェネリック医薬品差額通知

① 効果分析結果

患者負担額の軽減および医療保険財政の健全化を目的として、先発医薬品から後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えることにより、自己負担額が一定以上軽減できる方に対して、広域連合が年2回（6月、12月）通知している。

通知対象者数 (人)	切替人数 (人)	切替者割合 (%)	1か月当たりの 軽減効果額 (円)	切替者1人当たりの 軽減効果額 (円)
32,711	14,116	43.2%	24,946,032	1,767

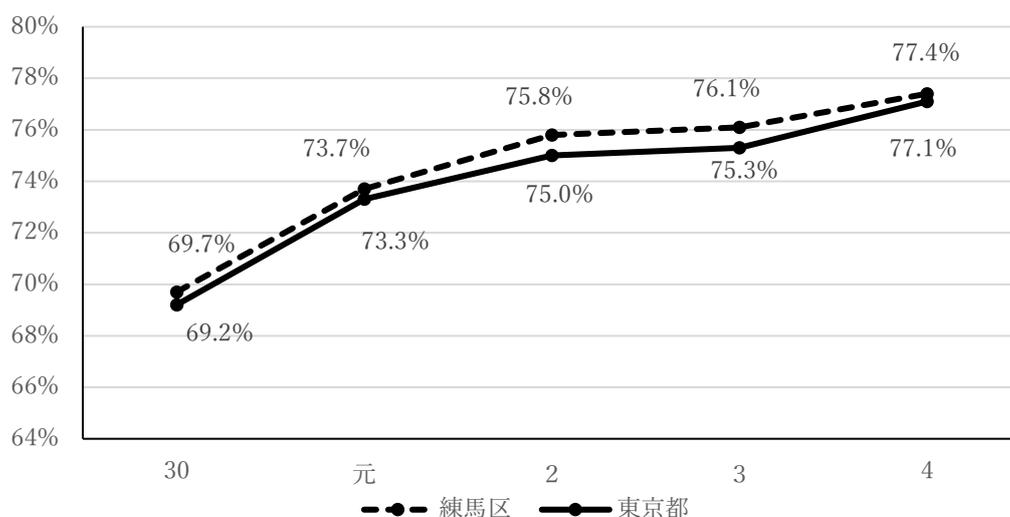
[出典：東京都後期高齢者医療広域連合「令和4年度 ジェネリック医薬品差額通知効果分析（市区町村別・令和4年8月分及び令和5年2月分）」]

② 使用率の推移

令和5年3月診療分におけるジェネリック医薬品使用率は、広域連合全体が77.1%、区が77.4%であった。

※各年度3月診療分

年度	広域連合	練馬区
30	69.2%	69.7%
元	73.3%	73.7%
2	75.0%	75.8%
3	75.3%	76.1%
4	77.1%	77.4%
前年度増減率	1.8%	1.3%



[出典：東京都後期高齢者医療広域連合事務連絡「令和4年度ジェネリック医薬品差額通知等事業の効果分析結果について」]

(9) 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

後期高齢者医療制度の加入者で給与等の支払いを受けており、新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われ、療養のため働くことができなかった方に対し、給与相当額の3分の2の金額を支給する。申請受付および給付事務は、広域連合が実施している。適用期間は令和5年5月7日までとなっている。

6 保健事業

高齢者の心身の特性に応じた、健康診査および保健指導等の保健事業は、保険者である後期高齢者医療広域連合の努力義務とされている（高確法第125条第1項）。

区は、広域連合からの委託事業または補助事業として、以下の事業を実施している。

(1) 後期高齢者医療健康診査

ア 目的および事業概要

被保険者の健康の保持・増進、生活習慣病の早期発見や介護予防、QOL（生活の質）の維持・確保を目的として、平成20年度から、広域連合から委託を受けて実施している。平成21年度からは、健康診査の窓口を健康部健康推進課に一本化している。毎年、誕生日ごとに決められた受診期間内に1回受診できる。

イ 対象者

原則として、後期高齢者医療制度の被保険者である。ただし、特別養護老人ホーム等の介護保険施設に入所または入居している者や、病院または診療所に6か月以上継続して入院している者等は対象外となる。

ウ 健診項目

後期高齢者医療制度の発足当時より、特定健康診査の項目に準じて実施している。健診の質問票についても同様であったが、フレイル（※）などの高齢者の特性を把握するための新たな質問票が策定され、区においても令和2年度から採用している。

※ 要介護状態に至る前段階で、身体的、精神的、社会的脆弱性によるハイリスク状態

健診項目

基本的な健診の項目	区独自の追加項目※
<ul style="list-style-type: none"> ・問診（既往歴の調査） ・自覚症状および他覚症状の有無の検査 ・身体計測（身長・体重・BMI） ・血圧測定（収縮期血圧・拡張期血圧） ・肝機能検査 （AST（GOT）・ALT（GPT）・γ-GT（γ-GTP）） ・血中脂質検査 （中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール（Non-HDLコレステロール）） ・血糖検査 （ヘモグロビンA1c・空腹時血糖） ・尿検査（糖・蛋白） 	<ul style="list-style-type: none"> ・貧血検査 （ヘマトクリット値・血色素量・赤血球数） ・心電図検査 ・眼底検査 ・血清クレアチニン検査 （e-GFRによる評価も含む） ・身体計測（腹囲） ・血液学検査（白血球数・血小板数） ・生化学検査 （総コレステロール・血清アルブミン・ALP・尿素窒素・尿酸・尿潜血・尿ウロビリノーゲン） ・一般胸部エックス線検査

※医師の判断により実施対象となる項目等も含む。

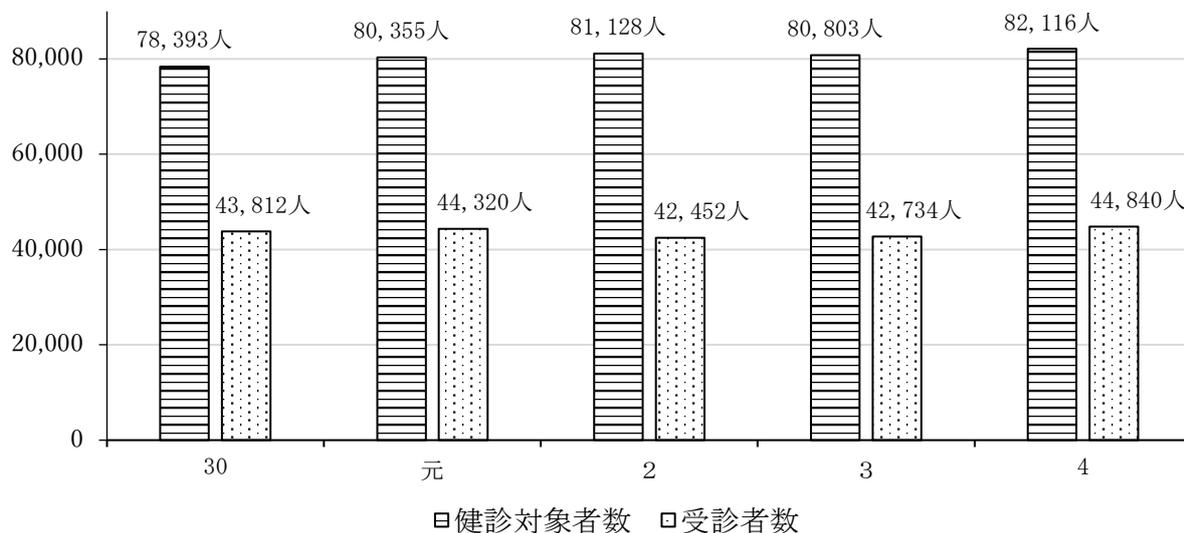
エ 実績

区の健診受診率は、広域連合の平均受診率を上回っている。令和2年度・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受診率は約2.6%の減少をみたが、令和4年度は約2.0%回復した。

なお、全国平均受診率は約30%であり、東京都の受診率は高い水準にある。理由としては、都内に受診できる医療機関が多く存在することや受診券の個別送付を行うなど受診環境が整っていることが考えられる（「第3期 東京都後期高齢者医療広域連合高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）」）。

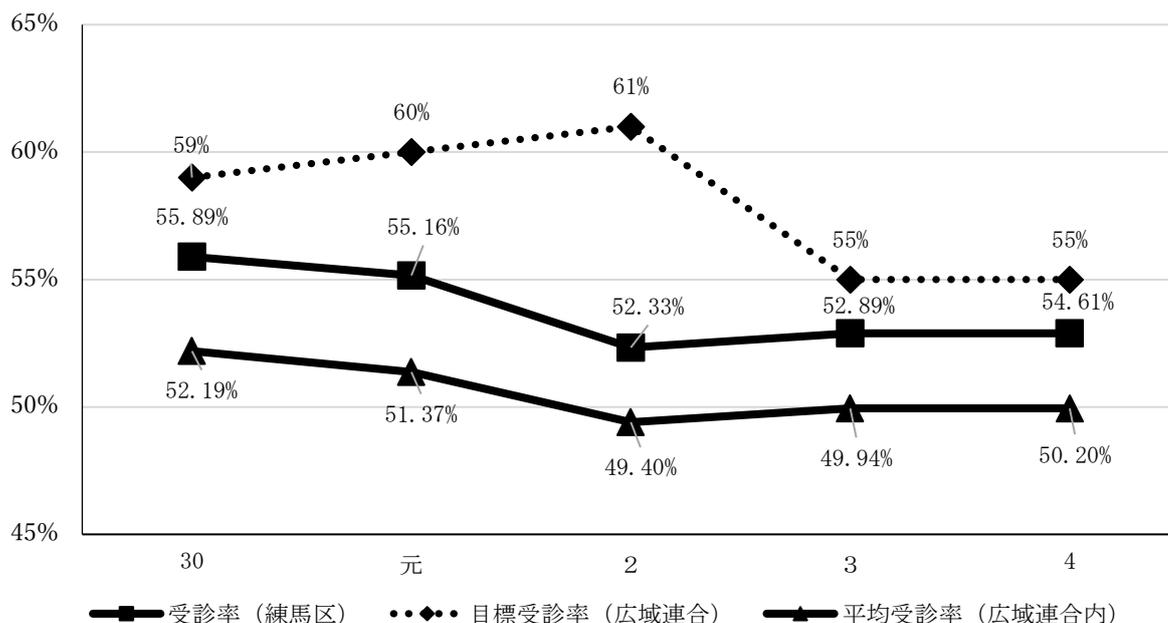
練馬区の後期高齢者医療健康診査の実施状況

年度	健診対象者数	受診者数	受診率
30	78,393人	43,812人	55.89%
元	80,355人	44,320人	55.16%
2	81,128人	42,452人	52.33%
3	80,803人	42,734人	52.89%
4	82,116人	44,840人	54.61%
前年度増減率	1.62%	4.93%	1.72%



〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「後期高齢者医療健康診査実績一覧」〕

健診受診率の比較



〔出典：東京都後期高齢者医療広域連合「第3期 東京都後期高齢者医療広域連合高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）」および「後期高齢者医療健康診査実績一覧」〕

(2) 長寿すこやか歯科健診

ア 目的および事業概要

口腔機能や嚥下機能の低下防止、誤嚥性肺炎等の疾病予防、健康増進等を目的として、令和元年度から後期高齢者医療制度事業費補助金の対象事業として実施している。年度内に1回受診できる。

イ 対象者

年度末年齢が76歳および80歳の区民

ウ 健診項目

健康部健康推進課が実施している成人歯科健診（歯周疾患検診）の項目に、口腔機能の検査（咀嚼機能評価、嚥下機能評価）を加えて実施している。

エ 実績

歯科健診は都内の実施を希望する自治体が行っている。また、受診率は7～8%と健康診査と比較して高いものとはいえない。令和4年度から健康診査に同封の受診券を個別発送とし、受診率12.74%（4.59%向上）となった。今後、事業を受託している練馬区歯科医師会の協力も得て、更なる周知と受診率の向上に努めていく。

長寿すこやか歯科健診の実績

年度	健診対象者数	受診者数	受診率
元	12,565人	1,005人	8.00%
2	11,936人	884人	7.41%
3	11,377人	927人	8.15%
4	12,727人	1,622人	12.74%
前年度増減率	11.87%	74.97%	4.59%

(3) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

ア 目的および事業概要

令和3年度から、区が広域連合からの委託を受け、高齢者支援課を中心に、国保年金課や健康推進課などが連携して「高齢者みんな健康プロジェクト」として実施している。

区が保有する医療・健診・介護等のデータを横断的に活用し、フレイル等の多様な健康課題を抱えた高齢者一人ひとりを必要なサービスに繋げ、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防等、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施している。

イ 実績

年度	個別訪問等		講座・教室等	
	個別訪問支援実人数	延べ支援件数	実施回数	参加者数
3	258人	406件	153回	1,331人
4	235人	422件	195回	1,904人

(4) 保養施設

国民健康保険において近隣の宿泊施設と協定を結び、一般よりも低廉な料金で被保険者の利用に供している。平成21年度から、後期高齢者医療制度の被保険者も利用できることとした。

保養施設利用状況

(単位：施設・件・人)

年度	協定施設数	利用件数	利用延べ人数
30	14	17	34
元	11	29	68
2	11	24	46
3	10	20	44
4	10	50	99

※ 国民健康保険加入者分含む。

7 趣旨普及

後期高齢者医療制度の円滑な実施のために、事業の内容について、ねりま区報、区ホームページ等による周知を行い、趣旨普及の徹底を図った。

なお、広域連合作成の印刷物や広報紙、広域連合ホームページも活用し、周知を行った。

(1) 印刷物による周知

印刷物名	内容
ねりまの後期高齢者医療 (練馬区作成)	事業概要
後期高齢者医療制度のしくみ (広域連合作成)	後期高齢者医療制度・事業の案内
ジェネリック医薬品希望シール (広域連合作成)	ジェネリック医薬品の普及促進

(2) ねりま区報による周知

令和4年度は、下記の記事を掲載した(区報は毎月1・11・21日発行)。

掲載号	記事名
4月1日号	健康診査・がん検診があなたを守る～対象の方に案内を送付します
6月1日号	インターネットで口座振替の申し込みができます
6月11日号	新しい保険証を送付
	医療費の負担が軽くなると思われる方へ～基準収入額適用申請は不要になりました
6月21日号	傷病手当金の適用期間を9/30(金)まで延長します
7月1日号	医療費が高額なとき 限度額適用認定証をご利用ください～3年度の認定証の有効期限は7/31(日)
7月11日号	令和4年度の決定通知書を7月19日(火)に発送
8月21日号	コロナ禍でも早期発見のために検診を受けましょう
9月1日号	75歳以上で一定以上所得のある方 10月から医療費の負担割合が変わります
	窓口でキャッシュレス決済が利用できます
10月1日号	傷病手当金の適用期間を12/31(土)まで延長します
11月21日号	長寿すこやか歯科健診の受診は来年3月まで
12月1日号	医療費・介護サービス費 自己負担限度額を超えた額を支給します
12月11日号	12月納期分保険料の納期限は1/4(水)
12月21日号	傷病手当金の適用期間を3/31(金)まで延長します
1月21日号	葬祭費を支給します
	交通事故などでケガをしたときは届け出を
2月11日号	マイナンバーカードの健康保険証利用登録支援

掲載号	記事名
3月11日号	保険料を減額・免除します
3月21日号	新型コロナの傷病手当金の適用期間は5/7（日）まで

(3) 広域連合発行の広報紙「東京いきいき通信」による周知

令和4年度は下記の記事を掲載した（東京いきいき通信は年2回7・3月発行）。

※2割負担追加に伴い、令和4年度は9月にも発行。

発行日	号数	記事名
7月23日	第32号	令和4年8月1日からお使いいただく新しい保険証は藤色に変更となります。
		令和4年8月からの自己負担割合の判定基準
		限度額適用・標準負担額減額認定証および限度額適用認定証が更新されます
		医療費が高額になったとき
		令和4年度 保険料のお知らせ
		新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免
		医療費の自己負担割合の変更
		整骨院・接骨院（柔道整復）の利用状況についてのアンケート調査にご協力ください
		いきいきした生活は「健康なお口」から！
9月10日	第33号	令和4年10月1日からお使いいただく新しい保険証は水色に変更となります。
		医療費の自己負担割合に新たに「2割」が追加されます。
		令和4年10月1日からの自己負担割合の判定基準
		自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減（配慮措置）
3月11日	第34号	今年は健康診査を受けよう！
		マイナンバーカードを保険証として利用できます！
		令和5年度 保険料のお知らせ
		事故でケガをしたら
		医療費が高額になったとき、高額療養費制度を申請しましょう！
		自己負担割合が「2割」となる方への負担軽減（配慮措置）
		医療と介護を合わせた自己負担額が高額になったとき
		広域連合議会報告

(4) ホームページによる周知

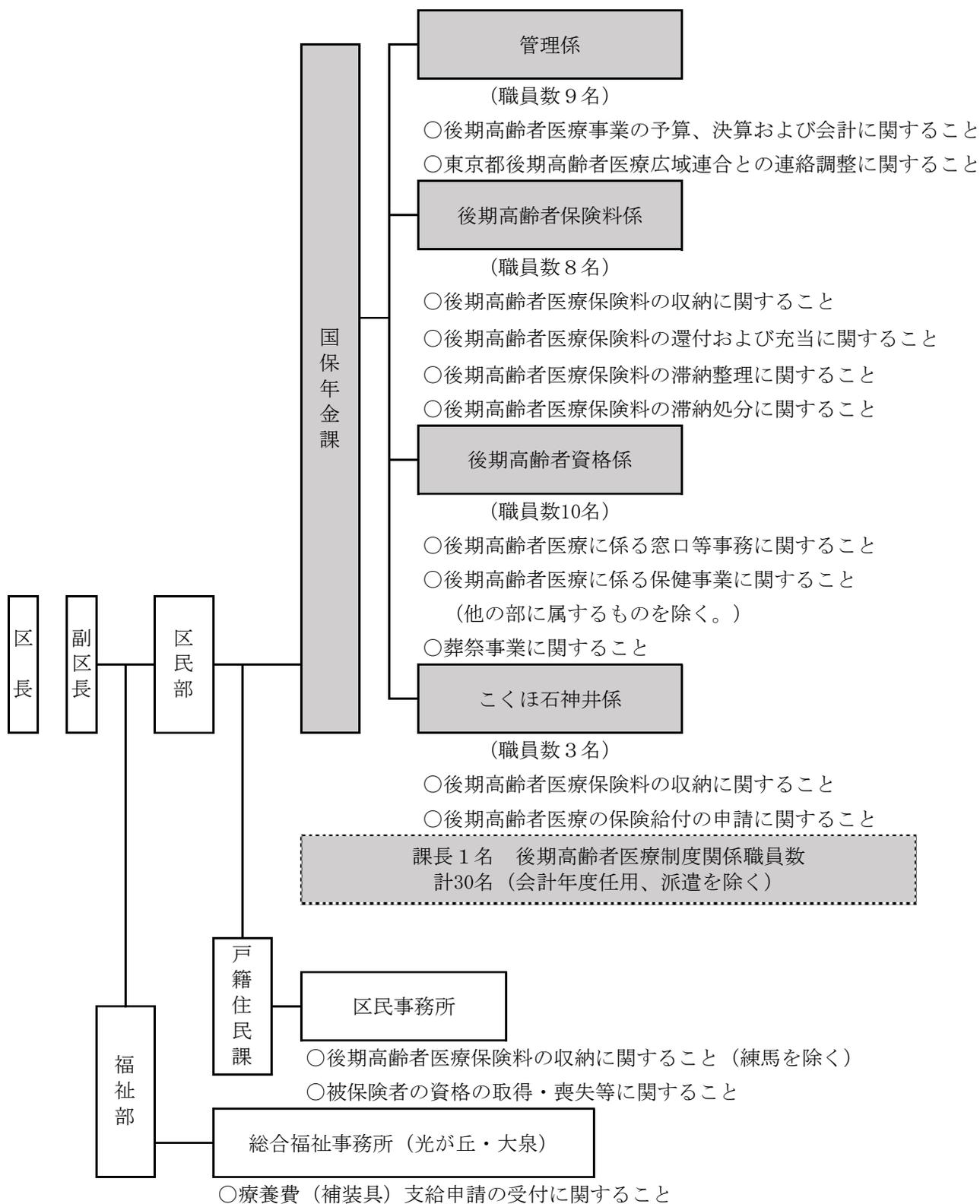
区ホームページ内の「暮らし・手続き」および広域連合ホームページ「東京いきいきネット」を通じて、後期高齢者医療制度の概要、対象者、保険料、各種給付等を案内している。あわせて下記冊子等を掲載し、PDFデータにより配布している。

掲載場所	名称	内容
区ホームページ	ねりまの後期高齢者医療	事業概要
東京いきいきネット	後期高齢者医療制度のしくみ	後期高齢者医療制度・事業の案内 (日本語・英語・中国語・ハングル)
	東京いきいき通信	広域連合発行の広報誌

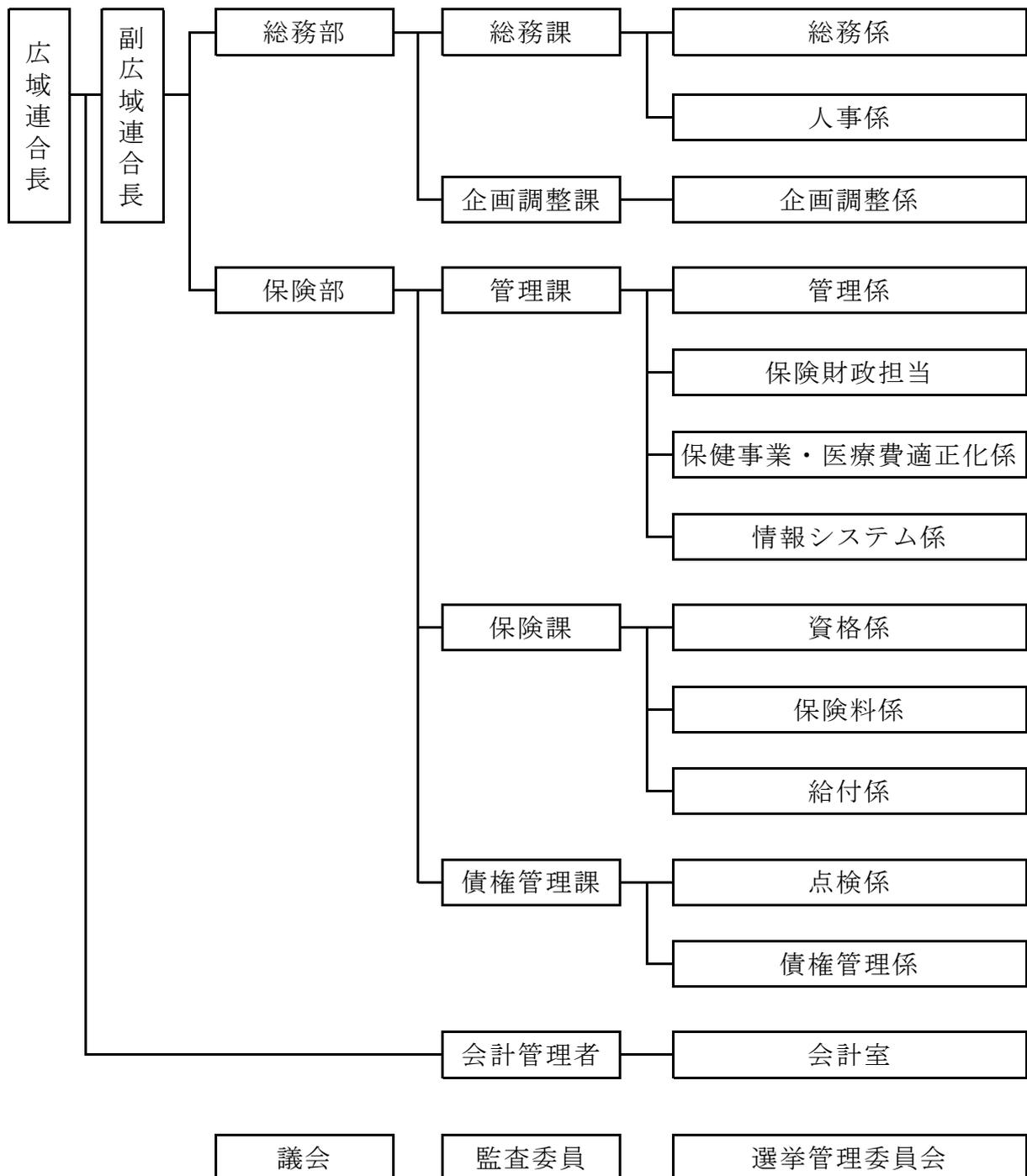
8 組織図と事務分掌

(1) 練馬区後期高齢者医療制度関係部署

(職員数は令和5年4月1日現在)



(2) 東京都後期高齢者医療広域連合



9 高齢者の医療制度および後期高齢者医療制度の沿革

区分：区の動き「区」、広域連合の動き「広」、国の動き「国」

昭和 36 年	4 月	国	・ 国民皆保険体制の確立
昭和 48 年	1 月	国	・ 老人福祉法に基づく老人医療費支給制度の創設 70 歳以上の高齢者の自己負担無料化
昭和 58 年	2 月	国	・ 老人保健法に基づく老人保健制度の開始 高齢者の一部負担金制度の導入
平成 13 年	1 月	国	・ 一部負担金の定率負担制度（1 割）の導入
平成 17 年	12 月	国	・ 政府/与党医療改革協議会の「医療制度改革大綱」にて、75 歳以上の高齢者を対象にした新しい高齢者医療制度の指針策定
平成 18 年	4 月	区	・ 高齢社会対策課に医療制度改革主査を設置
	6 月	国	・ 「健康保険法等の一部を改正する法律」施行 平成 20 年 4 月から法律名を「老人保健法」から「高齢者の医療の確保に関する法律」に変更、内容を全面改正するとともに制度名を「老人保健制度」から「後期高齢者医療制度」に改定
	10 月	国	・ 現役並み所得者の一部負担金割合の改正（2 割→3 割）
	12 月	区	・ 練馬区議会定例会にて、「東京都後期高齢者医療広域連合規約」を議決
平成 19 年	3 月	広	・ 東京都後期高齢者医療広域連合発足
	10 月	国	・ 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」および「高齢者の医療の確保に関する法律施行規則」公布
		国	・ 与党のプロジェクトチーム（以下、「与党 P T」と表記）で「高齢者の負担のあり方について」とりまとめ 被用者保険の被扶養者保険料の軽減 （平成 20 年 4 月～9 月まで保険料の徴収を凍結、 平成 20 年 10 月～翌年 3 月まで保険料を 9 割軽減）
	11 月	広	・ 「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」公布
平成 20 年	2 月	広	・ 「東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」議決 東京都独自の保険料所得割軽減策について附則第 11 条が追加
	3 月	区	・ 保険料の軽減策として、区の一般財源の投入に伴い、練馬区議会定例会にて広域連合の規約改正を議決
	4 月	国	・ 後期高齢者医療制度施行
		広	・ 均等割額 37,800 円 所得割率 6.56%
		区	・ 「練馬区後期高齢者医療に関する条例」施行
		区	・ 高齢社会対策課の医療助成係と医療制度改革主査を廃止し、後期高齢者保険料係と後期高齢者資格係を設置
		国	・ 後期高齢者医療制度の呼称を「長寿医療制度」とする。

6月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府/与党決定「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」にて、保険料負担の軽減割合の拡大措置 ①保険料の均等割額が7割軽減されている世帯の均等割額 → 8.5割軽減（平成20年度） ②保険料の均等割額が7割軽減されている世帯のうち、被保険者の全員が年金収入80万円以下の世帯の均等割額 → 9割軽減（平成21年度） ③賦課の基礎となる所得金額が58万円以下（年金収入153万円から211万円まで）の方の所得割額 → 5割軽減（平成20・21年度） ④特別徴収（年金天引き）から口座振替への切替を可能とする。 ⑤終末期相談支援料の凍結
7月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別徴収から口座振替への切替を可能とする政令改正対象： ①過去2年間に国民健康保険料を滞りなく納めていた方 ②年金収入180万円未満で連帯納付義務者（世帯主や配偶者）が口座振替で払う場合 ※同政令改正に、区市町村が行う事務として、後期高齢者医療制度に関する広報および相談を追加
9月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 与党PTとりまとめ「平成21年度における高齢者医療の負担のあり方について」 ①被用者保険の被扶養者保険料を平成21年4月から1年間、9割軽減実施 ②75歳到達月に自己負担が増加しないための特例の創設（誕生月の自己負担限度額の減額、平成21年1月施行） ③一部負担金の割合が1割から3割になる被保険者を1割に戻すための基準の見直し（対象範囲の拡大、平成21年1月施行）
11月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 与党PTとりまとめ「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」 ①平成21年度以降の保険料軽減の財源については、全額国費で対応 ②口座振替の選択制の導入（平成20年7月の政令改正で示された要件を撤廃）
12月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替の選択制の政令改正（平成21年4月施行）
平成21年	4月	<ul style="list-style-type: none"> 国 ・ 均等割額8.5割軽減の1年間継続 国 ・ 均等割額9割軽減の開始と所得割額5割軽減の継続 国 ・ 被用者保険の被扶養者保険料の9割軽減を1年間継続

平成 21 年	11 月	区 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊保養施設事業を開始 (練馬区国民健康保険の宿泊保養施設と協定締結) ・ 高齢者医療制度改革会議の設置 新たな高齢者医療制度を次の原則に基づき検討開始 <ul style="list-style-type: none"> ①後期高齢者医療制度は廃止 ②「地域保険としての一元運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築 ③後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度へ ④市町村国保などの負担増に十分に配慮 ⑤高齢者の保険料は、急増や不公平にしない ⑥市町村国保の広域化につながる見直し <p>新制度は、平成 25 年 4 月施行見通しを提示</p>
平成 22 年	3 月 4 月 12 月	区 国 国 国 広 広 区 区 区 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練馬区議会定例会にて、保険料に係る「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」、「東京都後期高齢者医療広域連合葬祭費事務の受託について」を議決 ・ 均等割額 8.5 割軽減の 1 年間継続 ・ 均等割額 9 割軽減と所得割額 5 割軽減の継続 ・ 被用者保険の被扶養者保険料の 9 割軽減を継続 ・ 均等割額 37,800 円 所得割率 7.18% ・ 葬祭費事業を広域連合の事業とし、区市町村に支給を委託 ・ 組織改正により、後期高齢者保険料係と後期高齢者資格係が健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課から区民生活事業本部区民部国保年金課へ編入 ・ 後期高齢者医療保険料のモバイルレジ収納を開始 ・ 練馬区国民健康保険の保養施設宿泊事業を後期でも活用 ・ 高齢者医療制度改革会議にて、新しい高齢者の医療制度についての最終とりまとめが公表され、次の制度の枠組み等を提示 <ul style="list-style-type: none"> ①後期高齢者医療制度を廃止し、国民健康保険に一本化 ②加入する制度を年齢で区分せず、高齢のサラリーマンや扶養家族は被用者保険に、それ以外は国民健康保険に加入 ③国民健康保険の運営は、第一段階として、75 歳以上の部分は都道府県単位の財政運営とし、区市町村は資格管理や保険料の徴収、保険給付等を担う ④第二段階として、新制度施行 5 年後の平成 30 年度を目標に、全年齢で都道府県単位化 <p>※平成 25 年度に新制度へ移行するスケジュールが示されるが、法案提出の目途が立たず、制度改正は平成 26 年 3 月以降に変更</p>

平成 23 年	3 月 4 月	広 国 国 国 区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災の被災者に対する一部負担金等の減免を実施 ・ 均等割額 8.5 割軽減の 1 年間継続 ・ 均等割額 9 割軽減と所得割額 5 割軽減の継続 ・ 被用者保険の被扶養者保険料の 9 割軽減を継続 ・ 国保年金課に制度改正担当係を設置
平成 24 年	2 月 3 月 4 月 7 月 8 月 10 月	国 区 国 国 国 広 広 国 広 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「社会保障・税一体改革大綱」の閣議決定で、次の内容を明記 <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度を見直す ②各被用者保険者の高齢者医療の支援金の負担について総報酬方式への移行を検討 ③関係者の理解の上、平成 24 年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出 ・ 練馬区議会定例会にて、保険料に係る「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決 ・ 均等割額 8.5 割軽減の 1 年間継続 ・ 均等割額 9 割軽減と所得割額 5 割軽減の継続 ・ 被用者保険の被扶養者保険料の 9 割軽減を継続 ・ 高額療養費の外来現物給付の開始 ・ 均等割額 40,100 円 所得割率 8.19% ・ 保険料賦課限度額の引き上げ（50 万円→55 万円） ・ 外国人登録制度が廃止され、適法に 3 か月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳に記載 ・ 地方税の扶養控除の見直しで、一部負担金の判定の調整控除の実施 ・ 被保険者証等の性別の裏面表記を行う際の取扱いを明示
平成 25 年	4 月 8 月 12 月	国 国 国 国 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 均等割額 8.5 割軽減の 1 年間継続 ・ 均等割額 9 割軽減と所得割額 5 割軽減の継続 ・ 被用者保険の被扶養者保険料の 9 割軽減を継続 ・ 内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」において報告書が作成され、この中で「後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、必要な改善を行っていくことが適当」が明記 ・ 社会保障制度改革国民会議の報告を受けて、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障制度改革プログラム法）が成立、この中で医療制度改革を明示 <ul style="list-style-type: none"> ①国保の保険者、運営等のあり方の改革 ②後期高齢者支援金の全面総報酬割 ③70～74 歳の患者負担の見直し（1 割→2 割） ④高額療養費の見直し

平成 26 年	3 月	区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練馬区議会定例会にて、保険料に係る「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
	4 月	国 国 国 国 広 広	<ul style="list-style-type: none"> ・ 均等割額 8.5 割軽減の 1 年間継続 ・ 均等割額 9 割軽減と所得割額 5 割軽減の継続 ・ 均等割額の軽減対象者の拡大（5 割軽減に新たに単身世帯が対象となるとともに、5 割・2 割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大） ・ 被用者保険の被扶養者保険料の 9 割軽減を継続 ・ 均等割額 42,200 円 所得割率 8.98% ・ 保険料賦課限度額の引き上げ（55 万円→57 万円）
平成 27 年	1 月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関にかかるときの自己負担割合の判定基準に、昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者およびその方と同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の場合は、旧ただし書き所得の合計額が 210 万円以下の場合であれば 1 割負担となる基準を追加
	4 月	国 国 国 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 均等割額 8.5 割軽減の 1 年間継続 ・ 均等割額 9 割軽減と所得割額 5 割軽減の継続 ・ 被用者保険の被扶養者保険料の 9 割軽減を継続 ・ 住所地特例対象を有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸借方式に限る）に拡大
	5 月	国 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の適用除外とすべき特別の理由に、特定活動の在留資格者のうち、観光・保養その他これらに類する活動を追加 ・ 「国保の財政運営の主体を都道府県とすること」「高齢者医療費における後期高齢者支援金の全面総報酬制の導入」などを柱とした「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が可決/成立
平成 28 年	1 月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、後期高齢者医療制度の申請書に個人番号欄追加
	3 月	区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練馬区議会定例会にて、保険料に係る「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
	4 月	国 国 国 国 国 国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現役並み所得および一般所得区分の療養病床以外への入院時の 1 食あたりの食費が 360 円に変更（非課税世帯は据置） ・ 患者の申出による厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を保険外併用療養費の支給対象に追加 ・ 均等割額 8.5 割軽減の 1 年間継続 ・ 均等割額 9 割軽減と所得割額 5 割軽減の継続 ・ 均等割額の軽減対象拡大（5 割・2 割軽減の対象所得拡大） ・ 被用者保険の被扶養者保険料の 9 割軽減を継続

		広	・ 均等割額 42,400 円 所得割率 9.07%	
平成 29 年	4 月	国	・ 医療保険制度改革骨子(平成 27 年 1 月 13 日社会保障制度改革推進本部決定)に基づき、所得割額軽減および被用者保険の被扶養者保険料均等割額の軽減について見直し	
		国	・ 所得割額 5 割から 2 割軽減に見直し	
		広	・ 所得割額 7.5 割から 4.5 割軽減に見直し	
		広	・ 所得割額 10 割から 7 割軽減に見直し	
	8 月	国	・ 被用者保険の被扶養者保険料の均等割額 9 割から 7 割軽減に見直し	
		国	・ 均等割額 9 割および 8.5 割軽減の 1 年間継続	
		国	・ 均等割額の軽減対象者の拡大(5 割・2 割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大)	
	10 月	国	・ 高額療養費の上限額の変更、一般所得区分の外来分年間上限額の導入	
		国	・ 医療療養病床の入院時の居住費の自己負担額費の引き上げ	
平成 30 年	3 月	区	・ 練馬区議会定例会にて、保険料に係る「練馬区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決	
		4 月	国	・ 都道府県を跨ぐ住所地特例の適用を受けた国民健康保険の被保険者が、引き続き後期高齢者医療制度に加入する場合、住所地特例を継続
			国	・ 現役並み所得および一般所得区分の療養病床以外への入院時の食費(1 食当たり)が 460 円に変更(非課税世帯据え置き)
			国	・ 所得割額 2 割軽減から軽減なしに見直し
			国	・ 被用者保険の被扶養者保険料の均等割額 7 割から 5 割軽減に見直し
			国	・ 均等割額の軽減対象者の拡大(5 割・2 割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大)
			広	・ 均等割額 43,300 円 所得割率 8.80%
			広	・ 保険料賦課限度額の引き上げ(57 万円→62 万円)
			広	・ 所得割額 4.5 割から 2.5 割軽減に見直し
			広	・ 所得割額 7 割から 5 割軽減に見直し
	8 月	国	・ 高額療養費制度の区分細分化	
		国	・ 高額介護合算療養費の自己負担限度額の一部変更	
		国	・ 現役並み所得 I および II を対象に「限度額適用認定証」新設	
平成 31 年	4 月	国	・ 均等割の軽減特例の見直し [9 割軽減] →令和元年度 8 割軽減、令和 2 年度 7 割軽減へ [8.5 割軽減] →令和元年度 8.5 割軽減、令和 2 年度 7.75 割軽減、令和 3 年度 7 割軽減へ	
		国	・ 均等割額の軽減対象者の拡大(5 割・2 割軽減の軽減対象とな	

平成 31 年			<ul style="list-style-type: none"> る所得基準額が拡大)
		区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定賦課（4 月～6 月）の廃止
		区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿すこやか歯科健診の実施（対象：76 歳・80 歳）
令和 2 年	3 月	区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練馬区議会定例会にて、保険料に係る「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
		広	<ul style="list-style-type: none"> ・ 均等割額 44,100 円 所得割率 8.72%
	4 月	広	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料賦課限度額の引き上げ（62 万円→64 万円）
		国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 均等割額の 5 割・2 割の軽減対象者の所得基準額の拡大
	6 月	広	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の給付に係る条例改正（令和 2 年 1 月 1 日から適用）
	7 月	広	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の実施（令和 2 年度および令和 2 年 2 月 1 日以降に納期限がある令和元年度分保険料に適用）
	8 月	広	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者証をカードサイズに変更
	10 月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請によらず職権で減額認定・限度額認定を行う制度の導入
令和 3 年	4 月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税制改正に伴い、均等割額の軽減判定所得基準の見直し
	6 月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」公布（一部負担金の割合に 2 割負担を導入）
	7 月	広	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免の実施（令和 3 年度および令和 3 年 4 月 1 日以降に納期限がある令和 2 年度分保険料に適用）
	10 月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認の本格運用開始
令和 4 年	1 月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準収入額適用申請の職権適用の開始
	3 月	区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 練馬区議会定例会にて、保険料に係る「東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約」を議決
	4 月	広	<ul style="list-style-type: none"> ・ 均等割額 46,400 円 所得割率 9.49%
			<ul style="list-style-type: none"> 保険料賦課限度額の引き上げ（64 万円→66 万円）
	6 月	広	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」および「特定疾病療養受療証」からの性別欄削除
		区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の Web 口座振替受付サービス開始
	7 月	広	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免を規定（令和 4 年度および令和 4 年 4 月 1 日以降に納期限がある令和 3 年度分保険料に適用）
	10 月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部負担金の割合に 2 割負担を導入 ・ 2 割負担対象者の外来診療分の配慮措置（3 年間）を導入
令和 5 年	4 月	国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 均等割額の軽減対象者の拡大（5 割・2 割軽減の軽減対象となる所得基準額が拡大）

令和5年12月 発行

ねりまの後期高齢者医療
令和5年度（2023年度）
— 令和4年度実績 —

編集・発行 練馬区 区民部 国保年金課
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1
電話 03(5984)4587
03(5984)4588